

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 2 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 29 年 3 月 6 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 3 月 10 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 29 年 3 月 10 日 午後 2 時 56 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課参事	藤原 勝美	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課長	川口 昌志	○	監査委員事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木 幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 篠原眞稚子 2 番 小林 教行
2			会期の決定	自 3 月 10 日 18 日間 至 3 月 27 日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	2	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
8	〃	3	津別町農業委員会委員の選任について	
9	議案	1	津別町空家等対策協議会設置条例の制定について	
10	〃	2	津別町熱供給施設の設置に関する条例の制定について	
11	〃	3	津別町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	4	津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	5	津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	6	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	7	津別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	8	津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について	
17	〃	9	津別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	10	津別町火葬場使用料交付に関する条例を廃止する条例の制定について	
19	〃	11	オホーツク町村公平委員会規約の変更について	
20	〃	12	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（相生総合交流ターミナル施設）	
21	〃	13	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町堆肥製造施設）	
22	〃	14	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別 21 世紀の森キャンプ場等）	
23	〃	15	平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）について	
24	〃	16	平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
25	〃	17	平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
26	議案	18	平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
27	〃	19	平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
28	〃	20	平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について	
29	〃	21	平成 29 年度津別町一般会計予算について	
30	〃	22	平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
31	〃	23	平成 29 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
32	〃	24	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
33	〃	25	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計予算について	
34	〃	26	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
35	報告	1	例月出納検査の報告について（平成 28 年度 11 月分、12 月分、1 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 29 年第 2 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

1 番 篠原真稚子さん 2 番 小林教行君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

4 番、乃村委員長、登壇願います。

○4 番（乃村吉春君） [登壇] ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

3 月 8 日に開催されました議会運営委員会において、本件について協議を行いました。

本定例会における議案の件数は、同意案 2 件、条例案 10 件、単行議案 4 件、補正予算案 6 件、新年度予算案 6 件、報告 1 件、計 29 件であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり、第 2 回定例会の会期は、本日 3 月 10 日から 3 月 27 日までの 18 日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたように、本定例会の会期は、本日から3月27日までの18日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月27日までの18日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表で配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

先にお配りしておりました町政方針でありますけれども、今年度につきましては、記載の各計画の後ろにそれぞれ計画の期間につきまして、わかりやすいよう記載したところでありますけれども、この部分につきましては、今回朗読いたしませんのでよろしくお願いいたします。

1. はじめに

本日ここに、平成 29 年度予算の審議をいただき、第 2 回津別町議会定例議会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、昨年 8 月には、一週間に三つの台風が上陸する事態となり、北海道はかつてない被害を受けたところであります。本町は、農業被害において、他町村に比べ深刻な状態には至りませんでした。水道管や道路等公共施設に被害を受け、復旧工事を行ってきたところであります。近年の相次ぐ災害により、もはや「想定外」という言葉は死語となりつつあり、町づくりにおいて、しっかり災害対策を心しておく時代に入ったと感じているところであります。

こうしたことも含め、本年度も町民の皆さまが安心して暮らせる町づくりを、全力をあげて推進してまいります。

2. 公約の推進

第 1 次産業の振興につきましては、本町の基幹産業である農業において、国営農地再編整備事業が実施地区となり、昨年度より工事が始まりました。この事業は平成 36 年度までの長期に及び、支払いはすべて完了後に一括払いとなるため、地元負担のうち町が支援する部分について、本年度も「事業負担金支払基金」に所要額の積み立てを行ってまいります。

林業につきましては、森林バイオマスなどによる再生可能エネルギーを活用した「低炭素・循環・自然共生」を柱に、資源循環型のまちづくりを引き続き進めてまいります。また、森林認証や、加工・流通過程の管理認証の取得に対する助成を継続し、愛林のまちつべつにふさわしい林業振興を図ってまいります。

少子化・高齢化社会への対応につきましては、認定こども園の利用料等を引き続き軽減し、子育てを支援するとともに、子どもや高齢者が楽しめる場として、木材工芸館を含む自然運動公園一帯のリニューアルを年次計画で進めてまいります。

中心市街地の活性化につきましては、本年度も筑波大学との共同研究を進め、専門性を持つコンサル会社も加えながら、次世代の担い手とともに持続可能なコンパクトでロマンチックなまちなか再生計画を策定するとともに、昨年度認定された地域再生計画に基づく、地方創生推進交付金事業を推進してまいります。

また、多目的活動センターさんさん館に設置しました観光協会の充実強化を支援し、さらなる観光振興を推し進めてまいります。

自治会と集落の活性化につきましては、地域における生活課題等に対して、自治会の皆さんが自主的に取り組む活動を支援するとともに、豊かで安全安心な共同体づくりのための環境整備や、共同で使用する施設の修繕などを行い、自治会と集落の活性化に努めてまいります。

老朽化したインフラの再整備につきましては、計画に基づき実施している道路・橋梁の改修を引き続き進めるとともに、給水人口の減少により上水道事業と簡易水道事業を統合し、新たに簡易水道事業として施設の更新を計画的に進めてまいります。住宅建設につきましては、相生地区に町営住宅2戸を新規に整備するとともに、引き続き適切な維持管理を行ってまいります。

庁舎を含む複合施設の建設につきましては、昨年度に庁内検討委員会がまとめた「津別町役場庁舎建設構想（案）」を参考にしながら、今年度は、複合施設建設を含む中心市街地全体の未来像を描くこととし、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の策定を進めてまいります。この計画の策定にあたりましては、老若男女さまざまな団体からの希望を組み入れますとともに、住民説明会で内容の説明を行ってまいります。

地域資源の活用につきましては、合宿チームから評価の高いラグビー場をPRし、東京オリンピックやラグビーワールドカップの合宿誘致を、引き続き関係市町村とともに進めてまいります。

また、クマヤキやオーガニック牛乳などに代表される町内の農畜産物を活かした特産品の開発を支援してまいります。

3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、町民の自主的活動を支援しますとともに、引き続き筑波大学との高大連携事業やまちなか再生事業、さらに地方創生事業に関連する派遣事業や交流事業を通し、まちづくりの基盤となる人づくりを進めてまいります。

花のまち推進につきましては、住民の快適な生活環境を生み出すために、花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会と連携し、樹木を含めた花を活かした景観づくりに取り組んでまいります。

町内2カ所の宿泊施設につきましては、いずれも指定管理制度により運営していますが、「ランプの宿 森つべつ」については、外国人を含む利用者数が増加傾向にあるものの、「みいとインつべつ」は減少傾向となっています。両施設とも本町の観光と地域振興、交流人口の拡大を進める上で不可欠な施設であるため、相互に協力し合い効率的な運営と利用拡大が図られるよう要請するとともに支援してまいります。

観光事業の充実につきましては、観光協会をはじめとする関係団体と連携し、さらなる誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、観光協会の主体強化に向けた支援を行ってまいります。また、本町の林産業及び観光のシンボリックな存在であります木材工芸館周辺のリニューアル設計を行い、子どもや高齢者が楽しめる施設として充実させるとともに、観光ルートの拠点としての役割も担えるよう検討してまいります。

また、道道屈斜路津別線における弟子屈側の土砂崩れ箇所早期復旧につきましては、津別峠雲海ツアーや周辺観光への誘客に不可欠であるため、引き続き林野庁と北海道に対し要請してまいります。

姉妹都市である南アルプス市、友好都市である台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、行政・団体・子どもたちを含む住民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。特に、今年度は、二水郷と友好都市提携5周年の節目にあたり、郷長及び議長関係者が本町の訪問を予定され、また、二水国民中学校生徒と教育関係者も別途本町の訪問を計画していますことから、さらなる友好の輪を広げてまいります。

また、本町の応援団であります東京つべつ会につきましては、会員の実態を把握するとともに、新たな会員の拡大と運営内容の充実を役員とともに進めてまいります。

定住対策につきましては、「ふるさと定住促進事業」による新築や中古住宅の購入助成と住宅改修の助成を引き続き継続し、住宅環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。

4. 行政改革と機構改革

平成 22 年 3 月に策定しました「津別町新行政改革大綱推進計画（改訂版）（平成 22 年度～31 年度）」は、後期 5 年計画の 3 年目を迎えたところですが、引き続き地域経済の活性化と持続可能な行政運営を図る計画として推進してまいります。アクションプランに掲げる行政評価制度の導入に関しましては、今年度は事務事業総体の検証に取り組んでまいります。

また、今年度が実施年度となる住民満足度定点調査につきましては、実施結果を踏まえ、町民の満足度がより高まるよう事務事業の改善と工夫を行ってまいります。

事務事業のアウトソーシングにつきましては、町道の維持管理業務を、本年 4 月より建設業四者で構成する「協同組合津別町道路管理センター」に業務委託を行うこととしていますが、委託後におきましても円滑な業務遂行が図られ、住民サービスの向上につながるよう対応してまいります。

機構改革につきましては、簡素で効率的な機構を目指し、住民サービスの向上と職員のスキルアップを図っているところですが、定年による職員の大量退職が一段落したことから、昨年度に行ったグループ制の検証結果をもとに、グループ制導入の目的に基づき実行性を高めてまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視して目標管理型の改善と充実に努めるとともに、課内調整会議を通じ、職員間の意思疎通によりグループ内の連携を図り、職員みずからが地域の課題を発見し、調査分析し解決していく能力を高め、住民の期待に応える人材育成に努めてまいります。

5. 住民と協働のまちづくり

住民との協働は、まちづくりの根幹を成すことから、自治会と情報共有を図り、会の自主的な取り組みを尊重するとともに、NPO法人同士の連携なども支援し、ご意見やご提言を受けながら、住民が自主的に取り組んでいけるよう努めてまいります。

また、地域のコミュニティ活動支援や経済振興の担い手となっている地域おこし協力隊員につきましては、移住や定住促進の役割もあることから、積極的に導入を図り、起業や就職により定住が実現するよう隊員の活動を支援してまいります。

6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、昨年町内で死亡交通事故が短期間に3件発生し、「町内における死亡交通事故ゼロ日運動」は、残念ながら2,332日で途切れる結果となりました。また、「町民による死亡交通事故ゼロ日運動」も10年という節目の日を前に、3,643日で途切れたことから、このような事故が再び繰り返されないよう「交通死亡事故発生に伴う非常事態宣言」を発するとともに、冬の交通安全運動終了後も自主的な運動を展開してきたところです。

本年度におきましても、交通安全協会の取り組みに対する支援はもとより、今後とも「第10次津別町交通安全計画（平成28年度～32年度）」に基づき、交通事故のない地域社会を目指し、継続した取り組みを強化してまいります。

防犯や消費者被害の未然防止につきましては、あいさつの励行をさらに進め、見守り、声かけ、助け合いなど、お互いの顔が見える関係をもとに、安全で安心できる住みよい地域社会づくりを目指し、地域住民や関係機関と連携してまいります。

災害対策につきましては、全国的に局地的な大雨や暴風雪、さらには大規模な地震の発生など、防災への備えと対応がますます重要な課題となっています。このため、災害発生のあるような警報が発令された場合は、人命最優先の対策を講じてまいります。

平成24年度に改正しました「津別町地域防災計画」につきましては、その後の「災害対策基本法」の改正を踏まえ、見直し作業に着手するとともに、避難勧告等の発令基準の整備と避難行動要支援者に対するマニュアルなど、関連するマニュアル等の見直しを進めてまいります。また、地域に対しましては、自主防災組織の立ち上げと活

動の充実強化に向け、先進地での参考事例の配布や出前講座を実施するなど、自治会と十分連携を図ってまいります。また、北海道に対しましては、本年度の北海道地域防災マスター認定研修会を本町で開催を希望し、地域の防災力の向上につなげてまいります。

火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火山防災協議会など周辺市町村や関係機関と連携しながら対応してまいります。

7. 福祉のまちづくり

助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつを基本理念とした、「津別町地域福祉計画（平成27年～31年度）」に基づき、公的な福祉サービスの充実はもとより、地域福祉にかかわる諸団体と連携しながら、分野横断的な地域福祉施策を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢化率が上昇する中、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加傾向にあり、日常生活での見守り、買い物、通院などの支援・相談が地域包括支援センターや、あんしん生活サポートセンターに数多く寄せられています。このため、社会福祉協議会など関係機関と連携し、成年後見制度のさらなる普及と相談体制の充実を努め、認知症対策や介護・予防・医療・生活支援が一体的に提供できるよう進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、今年度が始期となる「第2期津別町障がい者計画（平成29年度～31年度）」に基づき、障がい者のニーズ把握や相談支援、地域生活支援事業の充実を図るため、社会福祉法人やNPO法人との情報交換と連携を進め、障がい者福祉の充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、保護者のニーズに対応できるよう、特に子育て支援センターの運営母体である社会福祉法人夢つべつと連携して充実強化に努めるとともに、町費上乗せによる乳幼児等医療費助成事業を引き続き行ってまいります。

健康づくりにつきましては、特定健診、がん検診をはじめとする各種保健事業の提供と健康教室や相談事業を実施し、住民の健康増進を図ってまいります。また、北海道の事業に合わせた特定不妊治療助成事業や、妊産婦通院等交通費の助成を引き続き

行ってまいります。

医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています、町内唯一の医療機関である津別病院に対する支援を継続し、地域医療の安定的な確保に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、特定健診・特定保健指導の実施による医療給付費の縮減や保険税収納率の向上など、医療費適正化事業に取り組んでまいります。また、平成30年度には、国保の基盤強化と制度安定化のため、運営主体が都道府県に移行されることから、円滑な移行に向け準備を進めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、今年度は、「第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）」の策定年であることから、適正な介護保険料の設定など、関係機関と協議を行い安定した制度の運営に努めてまいります。また、支援を必要とする人を地域で見守る体制づくりや相談体制の充実など、地域包括ケアシステムの推進に向け、関係機関・団体と連携を図ってまいります。

8. 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、これまで町民の皆さまのごみの減量化と分別回収へのご協力により、一般廃棄物最終処分場の延命が図られ、昨年最後のえん堤工事が完了し、当初計画より5年ほど延命可能となったところです。新しい処分場建設の準備としましては、昨年、「津別町一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～42年度）」を作成し、この計画を基に「津別町循環型社会形成推進地域計画（平成29年度～33年度）」を作成したところです。今年度は、測量、地質、生活環境影響調査を実施し、「最終処分場施設基本計画」と「最終処分場基本設計」を作成することとしています。なお、平成32年度に供用開始を予定している新最終処分場は、埋め立て容量及び面積ともに現在の処分場の約2分の1の規模を想定しています。

燃やすごみと生ごみにつきましては、引き続き大空町と広域処理を行うとともに、再資源化が可能なものにつきましては、津別町環境衛生推進協議会等と資源循環型社

会に向けた取り組みを進めてまいります。今後とも町民の皆さまのご協力により、ごみ減量と徹底した分別を進めてまいります。

「津別町環境基本計画（平成 26 年度～35 年度）」の推進につきましては、環境基本計画推進協議会と基本計画等の各種関連施策の展開の進行を検証しながら、環境に配慮したまちづくりを引き続き進めてまいります。

廃屋対策につきましては、空き家等撤去促進事業による補助制度が広く活用されていることから、今後も良好な生活環境を守り、美しい景観の向上を目指して取り組んでまいります。また、「空き家等対策推進特別措置法」に基づく「空き家等対策計画（平成 30 年度～34 年度）」を策定するため、空き家等対策協議会を設置して空き家の活用を含めた対策を取り進めてまいります。

9. 産業の振興

農業につきましては、政府は T P P の大筋合意を受け、農林水産物と食品の輸出額を 1 兆円にする目標を、平成 32 年から前倒しして達成することや、農家の保護策などを盛り込んだ「総合的な T P P 関連政策大綱」を決定し、施策を推進しているところです。

国の今年度の予算編成におきましても、農林水産業の成長産業化と、美しく活力ある農山漁村を実現するため、「大綱」に掲げる検討の継続項目について本年秋を目途に具体化することにより、農政新時代を切り拓くとし、平成 28 年 12 月、ニュージーランドに次いで T P P 協定の承認案と関連法案が国会で成立したところです。

しかしその後、アメリカはトランプ大統領が就任し、T P P 協定から離脱する大統領令に署名したことから、協定は発効のめどが立たなくなり、今後、日本の農業はもとより、通商戦略にも大きな影響を及ぼすことが懸念されているところです。このため、国の T P P 関連対策につきましては不透明な部分もありますが、地域の活力創造プランを含め、現場の主体的判断を尊重した有効な施策を活用してまいります。

また、実施地区として 3 年目を迎えた国営農地再編整備事業は、本格的に工事が始まったことから、平成 36 年度までの事業期間において、着実に実施し期間内の完了を目指してまいります。

また、繰越事業である産地パワーアップ事業による加工馬鈴しょ貯蔵施設の建設をはじめ、環境保全型農業直接支払交付金事業、鳥獣被害防止総合対策事業、多面的機能支払交付金事業等を継続し、地域の実情に即した持続可能な農業の実現と担い手の確保を図り、地域農業の活性化と発展に努めてまいります。

林業につきましては、充実しつつある人工林を中心に、生産目標に見合った施業を適期に実施するとともに、伐期を迎える林分は確実に更新を図り、地域材を安定供給できる体制整備を推進するため、新たに森林・林地の航空レーザー計測を実施し、地形・林層を判読し、森林クラウドによる情報共有を図り、効率的な維持・管理を推進してまいります。また、丸玉産業株式会社様からの寄附による丸玉産業森づくり基金を有効活用し、地域林業の活性化に努めてまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、「第13次森林施業計画（平成26年度～31年度）」及び森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成、地域材の安定供給に努めてまいります。

また、町内森林の約9割を占めるSGEC認証林から産出される認証材の流通拡大を目的に新設した、COC認証取得支援制度等により、町内の素材生産会社や木材加工会社、北見広域森林組合、工務店がCOC認証を取得したことから、認証材の利用拡大をさらに推進してまいります。

森林バイオマス資源などを活用し、資源循環型社会の構築を図ることを目的に策定した「津別町モデル地域創生プラン（平成27年度～32年度）」を補完する「津別町エネルギーマネジメントマスタープラン」を基に、再生可能エネルギーによる資源循環型のまちづくりを段階的に進めてまいります。

商工業の振興につきましては、国内経済が回復傾向にある中、町内の商工業は依然として厳しい状況にありますが、住宅建設をはじめ公共事業の推進や各種補助制度、及び中小企業の経営安定のための融資制度の充実強化により、地域経済に一定の効果をもたらしてきました。今年度も引き続き、市街地の活性化を積極的に推進するとともに、商工会と連携し、商工業への支援を継続してまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、津別町内に新規に就職し居住する方が返還する奨学金に対し助成制度を設け、移住・定住施策を展開してまい

ります。

10. 社会資本の整備

施設や道路、水道など公共施設全体の管理につきましては、昨年度に策定を進めてきました30年間に及ぶ「津別町公共施設等総合管理計画(平成29年度～平成58年度)」に基づき、優先順位を見極め、選択と集中により老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、改修や更新にあたっては、その時々有利な財源を活用して進めてまいります。

町道の整備につきましては、平成21年度に策定し、平成26年度に見直しを行った「市街地町道整備計画(平成22年度～36年度)」に基づき整備を進めており、今年度は本町町道138号線、緑町町道141号線及び189号線の改良舗装工事を行うこととしています。

舗装補修工事につきましては、舗装された幹線町道の路面性状調査が終わり、昨年度から補助事業により計画的に修繕事業を進めていますが、今年度は補助事業により達美と岩富を結ぶ町道350号線を、単独事業により本町共和間の町道149号線の舗装化、東町町道106号線、東岡町道200号線の舗装補修工事を行うこととしています。

橋梁の整備につきましては、平成24年度に策定しました「橋梁長寿命化修繕計画(平成26年度～35年度)」に基づき改修等を進めているところですが、本年度は、設計を終えた活汲橋ほか3橋の改修工事を行うとともに、津高橋ほか11橋の補修設計を行うこととしています。このほか、5年ごとの橋梁点検としまして、町道305号線キリン橋ほか15橋について実施することとしています。

道道北見津別線の開成峠登坂車線の造成と、道道津別陸別線の道路改良工事につきましては、現在それぞれ工事が進められていますが、早期完成について要望してまいります。国道240号につきましては、北釧橋の直線化、わだちの改修について要望してまいります。

道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、現在、漁業者との調整が行われていると聞いておりますが、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

町民の足を守る地域公共交通につきましては、平成 24 年 10 月 1 日より相生線、上里線を混乗スクールバスに改変し、恩根線、二又線、東岡線を合わせて 5 路線運行し、平成 27 年 4 月からは認定こども園の開設により、東岡線の運行経路の見直しと新たに活汲線の運行を開始したところです。今後とも住民の足を守る地域公共交通の確立・維持に努めてまいります。

町営住宅等の整備につきましては、「津別町住生活基本計画(平成 21 年度～31 年度)」に基づき、「歩いて暮らせる木の住まいづくり」を基本に新設と建替事業を進め、これまで 115 戸を整備してきたところです。

今年度は、相生地区に町営住宅 2 戸を整備することとし、町内の既存住宅につきましても計画的な改善・修繕を実施し、適切な維持管理を行いながら引き続き住環境の整備を進めてまいります。

水道事業につきましては、給水人口の減少により、上水道事業と簡易水道事業を統合し、新たに簡易水道事業として老朽した導水管、配水管及び配水池等施設の更新を計画的に進めてまいります。

今年度は、上里地区導水管の更新を行うための全体測量と、次年度更新分の実施測量設計業務、大昭配水池計装盤更新外工事を補助事業で行うこととしています。また、折損事故が度重なる共和第 1 幹線配水管を更新し、安全安心な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、農業集落排水と特定環境保全公共下水道の統合を予定しており、7 号汚水幹線管渠新設工事の完成をもって、活汲地区と公共下水道地区を接続することとしています。また、「津別町下水道長寿化計画(平成 25 年度～30 年度)」に基づき、老朽化対策としてマンホールポンプ所改築更新工事及び下水道管理センター電気計装設備更新工事を実施し、施設の適正管理、事業の経営維持・向上に努めてまいります。

懸案でありました道道津別陸別線の携帯電話不感地帯につきましては、NTT ドコモ様より鉄塔 2 基が整備され、これにより木樋、二又間のサービスが昨年 12 月より供用開始されたところですが、不感地帯として残る津別町域約 4 キロメートルと陸別町域の全線のエリア化につきましては、陸別町と連携し関係機関等への働きかけを行っ

てまいります。

11. 財政運営と各会計の予算規模

今年度の国の予算は、昨年度同様「経済再生と財政再建の両立」を実現する予算として、前年比 7,329 億円、0.8%増の過去最高であった昨年の額を上回る 97 兆 5,000 億円で編成されました。

地方財政計画につきましては、一般財源としての地方税・地方譲与税が増収となる中、地方交付税は前年度比 2.2%、3,705 億円減の 16 兆 3,000 億円となりました。さらに、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き 1 兆円を確保しつつ、地方の重点課題である社会保障の充実に国民健康保険への財政支援の拡充等が図られ、公共施設等の適正管理の推進として、耐震化未実施の市町村の本庁舎の建て替え事業等に対する財政措置を、期間を限定して新規に取り入れることとしています。

このような中、本町の平成 29 年度の予算編成につきましては、将来のまちづくりに向けた施策とともに、緊急性及び住民要求の高い事業を選択しながら、より効果的な予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計の総額は、前年度比 0.2%減の 53 億 6,600 万円となりましたが、全体で前年比減となりましたのは、町営住宅（西町団地）整備事業関連経費の減が大きな要因となったものであります。

以上により編成しました平成 29 年度各会計予算は、一般会計、53 億 6,600 万円（前年度比 0.2%減）、国民健康保険事業特別会計、9 億 6,120 万円（前年度比 8.7%増）、後期高齢者医療事業特別会計、8,800 万円（前年度比 0.7%増）、介護保険事業特別会計、5 億 5,100 万円（前年度比 1.9%減）、下水道事業特別会計、4 億 6,540 万円（前年度比 6.0%減）、簡易水道事業会計 3 億 2,030 万円（前年度比 681.2%増）、合計 77 億 5,190 万円（前年度比 1.4%増）となりました。なお、上水道事業会計が簡易水道事業特別会計に統合されたことから、簡易水道事業特別会計の前年度対比の増率が高くなっておりますが、水道事業全体では、前年度比 35.0%増となります。

12. 結び

平成 29 年度の予算は、「津別町第 5 次総合計画（平成 22 年度～平成 31 年度）」と地

方創生事業に関する「津別町人口ビジョン」及び「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき編成したものであります。

中でも、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の策定は、津別町の未来計画となるものであり、策定にあたっては4月1日より担当部署を新設し、町民の皆さまとの意見交換を含めながら進めてまいります。また、地方創生推進交付金事業として、「共生のまちづくり」「空き家・空き店舗の利活用」「人材育成・特産品開発」「再生可能エネルギーマネジメントセンターの設立準備」「障がい者・生活困窮者等の雇用拡大」などを実施することとしており、人口減少に一喜一憂しない確かな取り組みを進めてまいる考えであります。

今年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりますことをお誓いし、平成29年度の町政方針とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第5、教育行政方針を行います。

教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（宮管 玲君）〔登壇〕平成29年第2回津別町議会定例会の開会にあたり、平成29年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに

「今の子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在しない職業につく。今後10～20年間で、雇用者の役47%の仕事が自動化される」といった予測があるように、社会の変化は加速度を増し、複雑で予想困難となってきました。このような時代だからこそ、子どもたちは、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されます。

いかに進化した人工知能でも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理

にしかしすぎません。しかしながら、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的をみずから考え出すことができます。このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の生涯にわたる学習です。

子どもたち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わりあい、その過程を通して、みずからの可能性を発揮し、よりよい社会と幸せな人生の創り手となる「生きる力」を身につけられるようにするために、引き続き、学校と家庭・地域の信頼と連携を重視し、教育大綱の基本方針に掲げた6本の柱に沿って教育行政を推進します。

柱の1：みずからを高め、社会を生き抜く力を育む学校教育の推進

子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応できる力、グローバル化する社会を生き抜く力を身につけられるよう、それぞれの発達段階において「できた、わかった、楽しい」が実感できる多様な学習を推進します。あわせて、家庭との連携や校種を超えた切れ目のない一貫した教育の展開等により、知徳体が調和した生きる土台となるたくて丈夫な根を育てるため、かしこい「頭」、たくましい「体と心」を育むことを目指し、次の施策に取り組みます。

「確かな学力を育む教育の推進」・・・わかる、楽しい授業を展開するために、小学校において現有するテレビを大型化し、書画カメラやタブレット端末等を活用するICT教育環境の整備を推進します。

豊かな言語環境の整備に向けては、学校図書館の蔵書充実はもとより、本年度から小学生新聞、中学生新聞を定期購読します。さらには、学習支援員の追加配置、少人数指導や習熟度別指導、家庭学習方法の具体的な指導により、大量の知識を詰め込む利口な頭ではなく、探究心や好奇心が旺盛で課題解決の思考力を備えた「かしこい頭」を育みます。

「豊かな心を育む教育の推進」・・・道徳教育は、学校と家庭、地域の大人の役割であり、良い行いを褒め、悪い行いは叱り、そして励ます大人の存在が重要です。人と人とのかかわりの中で得られた多くの感覚は、しっかり心に刻まれ、知性に裏づけら

れた「たくましい心」を育みます。また、小・中学生の明るく元気なあいさつは、人間関係の基礎になるものであり、学校ぐるみのあいさつ運動を継続・推進します。

「健やかな体を育む教育の推進」・・・幼少期、学童期には、全身を使って汗をかき、たくさん遊ぶことが大切です。仲間との遊びを通して、いろいろと試すことで好奇心が発達し、身体能力がのびのびと発達します。そのような経験を積み重ねながら、場面に応じて自分の力を十分に発揮できる「たくましい体」を育みます。

「特性を踏まえた特別支援教育の充実」・・・個別の支援計画に基づき、小学校に新しく整備した特別支援教室やICT機器の活用をはじめ、学習や生活をサポートする支援員の配置等により、個々の能力や才能を伸ばす多様な自立支援や学習活動を展開します。

また、すべての子どもたちが障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い、人格と個性を尊重し合える共生社会の形成を目指します。

「切れ目のない教育の推進」・・・校種間の交流や連携を深め、幼・小・中・高の各ステージを区切らない連続性・一貫性のある教育を推進します。特に小・中学校間では、双方の課題である家庭におけるテレビやゲーム、スマホ等に興じる時間が多いことへの対応や、中1ギャップの解消及び特別支援教育の連携を重視します。

「グローバル化に対応できる人材の育成」・・・英語を中心とした語学力やコミュニケーション能力、主体性、積極性などを育む教育環境の整備とともに、ALTとのふれあいや中学生の海外交流を通じた異文化体験等によって国際感覚を育み、社会のグローバル化に対応できる人材の育成を目指します。

柱の2：郷土愛を育む教育の推進

津別町の歴史、文化、自然環境などを学ぶ場を通して、生まれ育った町に対する理解と愛着を深め、それをしっかりと優位性に変えていくことができる人材の育成、また、まちづくりの力となってくれる人材の育成を目指し、次の施策に取り組みます。

「ふるさとを誇りに思える教育の推進」・・・幼少期から地域を支える産業や自然・資源を理解し、地域を誇りに思える心の醸成に努めるとともに、事業所見学や中学生の就業体験など、発達段階や各教科及び総合的な学習の時間と関連した体験学習によ

り、本町の魅力を実感する機会の拡大に努めます。

「地場産品の理解を深める教育の推進」・・・学校給食では町内生産者と提携し、オール地場食材での給食を工夫提供します。安心して安全な地元の食材に関心を持つとともに、生産者の思いや願いを知ることで感謝の気持ちを育みます。

柱の3：安全・安心な教育環境づくりの推進

津別町全体を大きな学校ととらえ、開かれた学校づくりをはじめ、地域全体で幼児・児童・生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境を目指し、次の施策に取り組みます。

「安全で楽しく学べる教育環境の推進」・・・いじめのない安全で楽しい学校は、教職員や関係者が徹底して取り組むべき重要な課題です。各学校のいじめ防止基本方針をもとに、家庭・地域との密接な連携やアンケート調査等を計画的に実施し、教職員の目が行き届く教育環境づくりに努めます。また、避難訓練や安全指導を通して子どもたち自身が交通事故や災害、ネットトラブルに対し、みずから守ることができる能力の育成に努めます。

「開かれた学校づくりの推進」・・・人口減少や少子高齢化等の社会の大きな変化の中、学校と家庭、地域が目標や課題を共有し、地域の特色を生かし、地域総がかりで本町の子どもたちを育むことが大切です。平成27年度にスタートした「学校応援団事業所」の拡大や、地域・保護者がこれまで以上に学校を支える協力体制づくりを検討します。

「高校教育の振興」・・・道立津別高校は、毎年、地元中学卒業生の3割～6割が入学する本町の大切な教育施設です。国公立大、私立大学への進学をはじめ、希望する進路を100%達成するといった生徒の夢や希望をかなえる指導実績は、津別高校の特色として定着・浸透しつつあり、さらにこの実績を伸ばせるよう関係機関や団体等と連携して、学校の支援に努めます。

本年度は、新たに夏・冬・春の長期休業中に議事堂を会場として、大学、専門学校進学や各種資格取得希望者等を対象に公設学習塾を開催します。本事業は、町から津別高校以外の高校に通学している生徒も受講対象とし、津別高校振興対策に主眼を置

きつつ、将来の通年公設学習塾開設のニーズも把握・検討します。

柱の4：「愛情と地域連携で育む家庭教育の推進」

教育の原点は家庭であり、学校教育が抱える課題解決には、保護者の理解と協力が不可欠です。基本的な生活習慣や倫理観、自立心などが身につくよう家庭と密接に連携するとともに、PTAや、地域の協力を得て家庭の教育力がより一層向上するよう、次の施策に取り組みます。

「家庭の教育力向上支援」・・・家庭はすべての教育の出発点であり、保護者は豊かな愛情で子どもを包み、基本的な生活習慣や生活能力、自立心を身につけさせることが大切です。ライフスタイルや保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、各家庭の自主性を尊重しつつ、保護者が自信を持って子どもの教育に当たることができるよう、家庭教育の支援に努める一方、子どもたちみずから基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることができるよう、通学合宿の開催回数や期間を見直すとともに、運営面では社会教育人材バンク「まなびーふる」の応援などにより事業の充実を図ります。

また、親子で参加できる各種体験活動等の情報提供及び参加奨励や、家庭においてテレビやゲームの時間を少し削って読書活動に振り分ける「4と6のつく日は『よむ日』」の取り組みを各学校と連携して働きかけます。さらに、現在9カ月の乳幼児健診の際に絵本をプレゼントするブックスタート事業の充実を図り、絵本の効果や読み聞かせといった家庭における言語環境の整備を支援します。

「放課後の児童活動の充実」・・・子どもたちが、放課後や長期休業中の時間を安心かつ有意義に過ごせるよう、エネルギーを発散して力いっぱい遊ぶ場としての児童館だけではなく、ほっと一息つける憩いの場や団らんの場としての児童館となるよう事業内容の充実を努めます。

柱の5：楽しさや生きがいを感じられる社会教育の推進

心の豊かさを実感し、健康で潤いのある生活を過ごせるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」文化活動やスポーツ活動に参加できる環境づくりを目指し、次の施策に取

り組みます。

「生涯学習社会の基盤整備」・・・町民の興味、希望を満たす社会教育事業を推進するため、幼少期から高齢期まで生涯にわたって学び続けることができるよう、各種講座の開設や寿大学等の学習機会の提供をはじめ、学びを通して人と人とのつながりや絆を強め、その成果を社会参加や地域づくりに活かせる学習基盤の整備に努めます。

「文化・スポーツ施設の機能充実」・・・公民館やトレーニングセンターなどの社会教育施設が、町民の元気を創り出す拠点としての機能を発揮し、多様な活動に対応できるように、施設運営面の工夫や設備の充実に努めます。トレーニングセンターについては、トレーニングルームを増築した上でトレーニングマシンの更新を行い、利用者のニーズに応えます。公民館図書室については、社会教育委員の皆さまに提言いただいた4つの方向性をもとに、現施設での改善充実に努めます。

「芸術・文化活動の推進」・・・さまざまな芸術・文化活動が盛んに行われ、町民が楽しく、生き生きと学び続けることができるよう、活動の中心となる公民館事業において、町民の関心が高まる魅力的で質の高い芸術・文化に触れる機会の拡充に努めるとともに、文化芸術関係団体やサークル等の活動を積極的に支援します。

さらに、言語環境の整備では、これまでの移動図書や読み聞かせ、ブックスタートの充実といった学校や家庭への支援策に加え、公民館図書室、学校、家庭での読書の履歴を残す「読書ノート」を作成配布し、読書好きな子どもたちを増やす取り組みに着手します。

「生涯スポーツ活動の推進」・・・社会教育事業で実施しているこども園や小学校、児童館でのコーディネーショントレーニング出前授業は、幼少期が学童期の運動能力向上に有効であり、親子一緒に体力づくりができる運動機会と場の提供により、家庭での運動奨励につなげるとともに、体育関係団体等と連携し、地域スポーツの普及に努めます。さらには、スポーツ合宿事業を町のブランドの一つとして定着させるため、スポーツ合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実に努めます。

柱の6：津別町ならではの「自然と共生した地域づくり」の推進

「愛林のまち」の森林資源や自然環境を未来へ継承していくため、子どもたちが本

町の特徴である豊かな自然の恵みを守っていくという意欲や、環境に配慮して行動できる人となるよう、次の施策に取り組みます。

「持続可能な社会の構築」・・・本町が、豊かな森林資源や森林の持つ多面的機能を保全し、持続可能な社会を実現するには、資源が循環して活用される取り組みが不可欠です。学校教育、社会教育において、木質ペレットによる暖房や太陽光発電といった再生可能エネルギー利活用施設の見学をはじめ、廃棄物の抑制やリサイクル、山・川・海をつなぐ環境教育等、本町の特徴を生かした教育活動が推進されるよう教職員への研修や情報提供に努めます。また、平成 21 年度から木工の専門家を講師に小中学校で実施している木育授業の充実に努め、愛林の町つべつの林業や木の文化の理解を深めます。

結び

以上、平成 29 年度の教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げました。

引き続き、幼少期から高齢者まで、いつでも、どこでも、だれでも学習活動ができる教育環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で教育行政方針を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　本日ここに第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る12月30日、津別町自治功労者　消防功労者　土田豊繁様をご逝去されました。故人は、永年、津別町議会議員として、また、消防団員として本町の自治振興並びに地域の防災活動に多大なご貢献をいただきました。

また、去る1月5日、津別町消防功労者　柴田陽二様をご逝去されました。故人におかれましても、永年、消防団員として、地域の防災活動に多大なご貢献をいただきました。

また、去る1月30日、津別町自治功労者　照井實様をご逝去されました。故人は、永年、自治会長、津別町自治会連合会理事として、本町の自治振興に多大なご貢献をいただきました。

また、去る2月12日、津別町自治功労者　柏倉正様をご逝去されました。故人におかれましても、津別町役場に入庁以来、永年、職員として本町の自治振興に多大なご貢献をいただきました。

ご逝去されました方々の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなるご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、道道津別陸別線の携帯電話不感地帯の解消についてであります。株式会社NTTドコモ様のご協力により、二又地区は平成28年12月20日に鉄塔1基が整備され、同月28日に供用が開始されました。木樋地区につきましては、12月22日に同じく鉄塔1基が整備され、年明け1月31日に供用が開始されました。鉄塔の電波間の境界で、つながりにくくなる区間があるとの報告も受けていますが、不感地帯の大部分が解消されたところでは、残る津別町域約4キロメートルと陸別町域の全線のエリア化に向けましては、陸別町と連携し、関係機関等への働きかけを行ってまいります。

次に、地域支え合いフォーラム2017 in つべつについてであります。1月7日、中央公民館において「人口減少社会を想定した生活困窮者などへの地域総合支援

型自治体推進モデル」の構築を調査研究されている、大阪市立大学大学院の岩間・野村研究室と北海道総合研究調査会、津別町、津別町社会福祉協議会との共催により開催し、町内外より 130 名の方が参加されました。

第 1 部では、岩間伸之教授から、町内 13 自治会を抽出して行った「ご近所づきあいに関する調査」結果が報告され、第 2 部では湯浅誠法政大学教授によるトークセッション、第 3 部では、地域の見守りや個別支援にかかわる自治会の方々も交えた、地域住民による支えあい活動の様子や課題などについて、リレートークが行われました。この研究事業は、平成 29 年度が最終年となりますが、本町としましては、生活困窮者などへの支援のあり方や、専門職と地域住民が連携して支え合う総合相談支援体制の構築に向け、関係者と連携して取り組んでまいります。

なお、誠に残念な報告ではありますが、去る 3 月 2 日に岩間教授が急逝されたとの知らせを受けたところであり、これまでの本町への福祉施策に対するご協力に深く感謝申し上げますとともに、安らかなるご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、成人式についてであります。1 月 8 日、中央公民館において、町内外合わせて 38 名（男性 21 名、女性 17 名）の新成人が出席し、来賓の皆さまやご家族に見守られる中、開催されました。

式典では、希望に燃える力強い「成人の誓い」が述べられ、かつての恩師の方々からのスピーチも交えながら、晴れの門出を祝ったところでもあります。新成人になられた皆さんには、それぞれの夢に向かって歩みを進めてほしいと願うところでもあります。

次に、台湾二水郷への中学生の派遣についてであります。1 月 8 日から 1 月 13 日まで、教育長を団長に、可児中学校長ほか教員 1 名の引率により、津別中学校 2 年生男子 3 名と女子 3 名が友好都市である台湾彰化県二水郷を訪問しました。二水国民中学校では、吹奏楽部の演奏に迎えられ、美術などの授業に参加したほか給食をともにし、休み時間にはバスケットボールや吹奏楽の演奏に加わるなど、自主的な交流も行って来たところです。台湾の文化や人々の暮らしの理解を深め、国際的な視野を広げる貴重な体験となったことと思います。なお、本年 7 月には、二水国民中学生と教育関係者が本町を訪問する予定であることから、受け入れ準備を進めてまいります。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。昨年度に実施地区となり、本

年度より工事に着手したところですが、1月24日、農林水産政務次官、道内選出国会議員、農林水産省及び国土交通省北海道局の関係部署に対し、事業報告と新年度予算措置等について要請活動を行ってまいりました。

昨年8月の台風による工事の遅れもあり、計画どおりに進まない工区もありましたが、今後とも予算の確保により、事業の着実な実施に向け、引き続き国営農地再編整備事業促進期成会及び推進協議会と連携しながら、関係機関への適切な要請活動を行ってまいります。

次に、東武百貨店池袋店での「クマヤキ」実演販売についてであります。1月19日から25日までの7日間、相生振興公社職員に加え、多くの関係者のご協力を得て実演販売が行われました。昨年1月の池袋店及び5月の船橋店での実演販売、テレビ、新聞、雑誌、Webサイト等メディアへの露出やSNSでの拡散により、知名度がさらに上昇し、初日から最終日まで一度も行列が途切れることなく、約2万3,000個の販売実績となりました。次回の出店に際しましては、有に1時間は並ぶ方たちに対し、待ち時間を利用した津別町のPR方法を検討してまいります。

また、こうした効果により、例年冬場に落ち込む道の駅あいおいでのクマヤキ販売は大幅に伸び、食堂や売店の売り上げも増加傾向となっております。この好機をとらえ、相生振興公社とNeo Folkとも連携し、道の駅への入り込み増と相生地域の振興が図られるように進めてまいります。

次に、津別町肉牛振興会第40回定期総会についてであります。2月3日、区切りとなる40回目の定期総会がJAつべつにおいて開催されました。同振興会は昭和52年に15戸で設立され、当初は500頭ほどの飼養頭数だったものが、現在は法人を含む16戸で組織され、頭数は10倍の5,000頭ほどとなり、平成28年度の津別町農業協同組合の取扱高85億円のうち、肉牛販売額は31億円で畑作物を超えています。また、2015農業センサスでは、肉牛販売額はオホーツク管内18市町村のトップに位置し、佐呂間町と紋別市を加えて御三家と言われるまでになったところです。今後とも農・畜産業におけるさまざまな情報交換を積極的に進め、農業のさらなる振興に努めてまいります。

次に、まちなか再生事業についてであります。2月5日、中央公民館において「ま

ちづくり・シンポジウム」を開催し、95名の方が参加されました。

内容につきましては、昨年度サッカー世界クラブ選手権で準優勝した、Jリーグの鹿島アントラーズのマーケティンググループ長である春日洋平氏から「サッカークラブを軸とする地域活性化」について、富良野市商工会議所専務理事である大玉英史氏からは「フラノマルシェの立ち上げの取り組みと現状」について、それぞれ基調講演をいただきました。

引き続き、住民企画課の担当者が「地方版総合戦略・地方創生推進交付金事業とまちなか再生事業」について説明を行い、その後、津別高校生3グループが、昨年夏に実施した高大連携ワークショップの内容を発表したところです。

筑波大学とのまちなか再生事業は、平成29年度において3年目の最終年を迎えますが、「まちなか再生基本計画」策定に関連する取り組みを大いに期待するところであります。

次に、津別消防団第2分団詰所の落成式についてであります。2月5日、活汲で建設が進められていた津別消防団第2分団詰所が完成し、関係者が参列する中、落成式が挙行されました。

活動拠点となる詰所の整備を契機に、地域消防防災の要となる消防団と地域住民との連携がさらに密になり、地域防災力の向上が図られることを期待するものであります。

次に、地域医療維持補助金の要請についてであります。2月27日、丸玉産業株式会社並びに津別病院より、地域医療を維持するための補助金要請を受けたところであります。地域の医療を担う町内唯一の医療機関として、医師をはじめとする医療従事者の確保や、診療体制を維持するための経営努力が続けられているところですが、人口減少などにより、厳しい経営環境下にあることが伝えられたところであります。

町としましては、このたびの要請の趣旨にかんがみ、本町の保健・医療を守る観点から、支援に向けた対応をとることとし、病院側へは、引き続き経営努力をされるとともに、充実した医療サービスが維持・提供されるよう要請してまいります。

次に、津別建設業協会からの入札閲覧方式の変更要望についてであります。一昨年4月に、町が発注する工事等の入札にかかる設計図書の閲覧について、USBメモ

りに設計図書のデータを保存して配付する北海道方式への変更要望が出されたところですが、この方式による閲覧は、利便性の向上とコピー紙などの省資源対策につながることから、工事及び工事に伴う委託業務について、手法の検討と準備を行ってまいりました。今回この準備が整ったことから、3月より北海道方式と同様の閲覧方式としたところであります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3月1日現在、一般土木工事関係については、タンザンの沢川災害復旧工事ほか42件、3億1,237万3,000円(88.3%)、一般建築工事関係については、相生総合交流ターミナル厨房内部改修工事ほか34件、2億7,998万9,000円(100.0%)、上・下水道工事関係については、津別川横断送配水管改修工事ほか15件、2億2,540万3,000円(100.0%)、設計等委託業務関係については、チミケップ川外災害復旧測量設計業務ほか27件、9,736万1,000円(100.0%)であり、平成29年度へ繰り越しとなる災害復旧工事1件の入札を除き、平成28年度分はすべての発注を終了し、総額9億1,512万6,000円となっております。

なお、今議会におきましては、人事案件、条例制定及び新年度予算案等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました同意第2号のオホーツク町村公

平委員会委員の選任について説明をさせていただきます。

オホーツク町村公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずることを目的とし、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、オホーツク管内の当町を含む13町村と美幌・津別広域事務組合を含む4一部事務組合をもって共同設置しており、事務所は網走総合振興局内のオホーツク町村会内にあります。

委員の数は3人で、今般、田村昌文委員が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、改めて田村正文氏を委員に選任いたしたく、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

田村氏は、前置戸町副町長であり、住所及び生年月日は、議案書に記載のとおりであります。なお、任期は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となります。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり合意することに決定しました。

◎同意第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、同意第3号 津別町農業委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました同意第3号の津別町農業委員会委員の選任についてを説明させていただきます。

平成27年9月に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法がこれまでの公職選挙法に基づく選挙制度及び市町村長の選任性の併用から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

当町の現農業委員の任期が平成29年4月14日であることから、平成28年9月定例議会で委員の定数を11名とする定数条例を制定するとともに、委員選任に関する規定及び候補者評価委員会運営要綱を定めたところです。これにより、平成28年10月25日から平成28年11月25日までの32日間、津別町農業委員会委員募集要領に基づき推薦、応募の届け出を受け付けた結果、期限までに届け出のあったものが8名となり、定数に満たないことから平成28年12月12日から当月22日までの11日間募集期間を延長することとしました。期間延長を行った結果、3名の推薦による候補者届け出があり、合計11名となったところであります。このことから、津別町農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱に基づき、平成29年1月20日、同委員会を開催し、候補者の評価を行い町長に報告したところです。つきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案書の次のページをご覧ください。引き続き候補者の住所氏名を読み上げさせていただきます。

津別町字大昭、迫田和男氏、津別町字恩根、西原芳明氏、津別町字高台、細川幹生氏、津別町字豊永、巴敏博氏、津別町字沼沢、石橋利明氏、津別町字達美、田原賢二氏、津別町字活汲、近藤雅浩氏、津別町字大昭、嶋田治仁氏、津別町字活汲、山田伸二氏、津別町字豊永、上野安男氏、津別町字上里、佐野多希子氏。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認につきましてよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

議題のうち、迫田和男さんの津別町農業委員会委員の選任について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、西原芳明さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、細川幹生さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、巴敏博さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、石橋利明さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、田原賢二さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、近藤雅浩さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、嶋田治仁さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、山田伸二さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、上野安男さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、議題のうち、佐野多希子さんの津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

以上の結果、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第1号 津別町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程されました議案第1号 津別町空家等対策協議会設置条例の制定についてご説明申し上げます。

条例について説明する前に、津別町における空き家対策について先に説明させていただきます。説明資料の1ページ、議案第1号資料をお開き願います。1の計画策定

の目的ですが、防犯、防災、景観等の住民の生活環境を保全して、魅力あるまちづくりを推進するために空き家の適切な管理と活用促進に向け町と空き家所有者の責務を明らかにすること。そして、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく、空き家等対策の実施について必要なことを定めることとしております。

空家等対策の推進に対する特別措置法については7ページをお開き願います。背景として、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることにより対応が必要になったとあります。

施策の概要は中ほどになります。丸の二つ目、市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定・協議会を設置となっております。

資料1ページにお戻り願います。2の対象地区と空き家等の種類ですが、町内全域を対象地区とし、空き家の種類として①の空家等は、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの。②の特定空家等は、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態等をいいます。

3の基本的な方針ですが、空家等の増加の抑制と2ページ、適切な管理、そして法が定める特定空家等に対する措置の実施となります。法が定める措置とは、特定空家等の所有者に対し、町として取り壊しや修繕等行うよう助言や指導、勧告、命令、さらに命令どおりに行っていない場合には行政代執行を行うというものです。

4の策定及び計画期間ですが、計画策定を平成29年度の1年間、計画に基づく実施期間を平成30年度から平成34年度までの5年間といたします。

6ページに平成29年度の協議会のスケジュールについて記載をしております。空家等調査やアンケート調査の結果に基づき、空家対策の基本方針を検討し、パブリックコメントを経て3月に空き家等対策計画を策定いたします。

それでは、3ページをお開き願います。津別町空家等対策協議会設置条例についてご説明させていただきます。申し訳ありませんが資料の訂正をお願いいたします。2行目、制定理由の「空家対策」の空家の次に「等」が抜けておりますので、「空家等対策」と訂正願います。同様に表の説明欄、1行目、空家の次に「等」を、4ページ右側の説明欄、中ほどの段落1行目、空家の次に「等」を加筆願います。

3 ページから説明いたします。条例の制定理由ですが、法律に基づくものとし、第 1 条の設置について、平成 27 年 5 月 26 日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、津別町における空家対策の計画の策定と、その実施について住民や学識経験者の意見を聞き、町長が決定するために協議会を置くものです。

第 2 条は、「空家等」用語の定義となります。

第 3 条は、協議会が審議することについてです。空家等対策計画の策定と変更、並びに計画に基づく町としての措置の実施について規定しております。

第 4 条は、協議会の構成についてです。協議会は、町長及び委員 10 人以内で組織するとしております。第 2 項第 1 号の住民自治組織の代表者は、空家等が原因で住民の生活環境に支障が生じている実情や、地域のニーズを反映するために自治会連合会から推薦されたものを委員とするものです。具体的には、活汲地域から 1 人、市街地域から 2 人、市街から相生までの地域から 1 人を予定しております。

第 2 号の町議会議員についてです。空家対策にかかる法律では、町議会議員を構成委員として必ず置くとの規定はされておりませんが、空家対策について個人の財産に関し、行政代執行等の強制力を伴う措置の判断まで審議し、それが町長としての決定となることから、判断の妥当性や客観性を担保するために町議会に委員の推薦を 1 名依頼するものです。

第 3 号の学識経験者は、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者の意見を聞くため、関係団体から推薦されたものを委員とするものです。具体的には、社会福祉協議会、建設業協会、建築士会美幌支部から各 1 名を予定しております。

第 4 号のその他町長が必要と認めるものは、空家対策が中心市街地である商店街及び町並み景観に大きく関係することから、それにかかわる団体から推薦されたものを委員とするものです。具体的には、商工会から 1 人を予定しております。

第 5 条は、委員の任期です。計画策定に 1 年、計画に基づく実施期間を 5 年としていることから、その 2 分の 1 の期間である 3 年とするものです。

第 6 条は、会長及び副会長についてで、町長を会長にあてることとするものです。

第 7 条は、会議の方法。

第 8 条は、関係者の出席です。計画の策定と実施に関し、行政代執行の強制力を伴

う措置等、個人の財産権との関係も生じます。空家対策に精通している機関としてオホーツク振興局等北海道の関係部署や事案によっては法の能力が必要とされることもありますので、弁護士等に出席をいただき資料の提出や意見を聞くことができるとするものです。

第9条は、秘密の保持についてです。秘密を保持する情報とは、計画に基づく措置について審議する際に知り得る空き家等の住宅及び個人情報のほか、審議の中で情報提供される空き家等が原因で住民の生活環境に支障が生じている実情や、地域のニーズ、町の措置の方針等も含まれます。

第10条は、会議録。

第11条は協議会の庶務。

第12条は、その他としております。

附則として平成29年4月1日から施行するものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきます。条例本文につきましては、ただいまご説明いたしましたものを条文にしたものでございます。

以上、本案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 2 号 津別町熱供給施設の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程されました議案第 2 号 津別町熱供給施設の設置に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

条例の説明に入る前に制定の経緯についてご説明いたします。説明資料の 10 ページをお開き願います。西町団地の全体配置図になりますが、この図面の右側に緑町の福祉寮があり、団地中央の道路を挟んで上が町営住宅、下が特定公共賃貸住宅となります。団地中央に今般、条例制定をお諮りする熱供給施設がございます。11 ページにこの施設の平面図があります。二つの機能を持つ施設で、木質ペレットを燃料として熱供給を行うボイラー室と多目的ルームを一つの建物に併設しております。なお、多目的ルームは団地内の児童公園に面しております。

まず、この施設の条例整備にかかる経過ですが、12 月定例議会において西町団地に設置する集会場を町営住宅の管理条例と特定公共賃貸住宅の管理条例、その二つ、両方に共同施設として加えた改正条例を採択していただきました。その際、審議の中で一つの建物を二つの条例にそれぞれ規定すると集会場が二つあるように見えるとのご指摘をいただきました。解釈上の観点から、そのような見方がされてしまうことは否定できないと判断し、これを避けるため両条例から集会場の規定を削ることをお諮りするものです。

また、当該熱供給施設は、西町団地の附帯施設として位置づけております。しかし、今後地域資源を活用した再生エネルギー政策推進に向け、西町団地以外にも必要と認める施設へ熱供給ができるよう運用していくため熱供給施設の設置条例を設け、施設の管理を規定しようとするものでございます。

それでは、条例本文についてご説明いたします。

第1条は、設置の目的です。地域資源を活用した熱を供給する施設について、津別町熱供給施設として規定し、設置するものです。

第2条は、今般、西町団地内に設置した施設の名称と位置です。施設の所在地を踏まえ、緑町熱供給施設とします。

第4条は、緑町熱供給施設の目的です。第1号で、町長が必要と認める施設へ暖房等の熱を供給すること。第2号で、併設する多目的ルームは、地域住民の憩いの場を提供することと規定するものです。なお、熱の供給は、現時点では西町団地のみとなっております。

第5条は、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとするものです。

附則では、施行期日として公布の日から施行するものです。

資料8ページをお開き願います。附則第2項として、新旧対照表のとおり町営住宅の管理条例の共同施設中、西町団地の集会場の規定を削ります。附則第3項として、9ページ、特定公共賃貸住宅の管理条例から、共同施設中、西町団地の集会場の規定を削るものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 3 号 津別町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 3 号 津別町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げます。

提案理由及び改正内容は、説明資料に基づきご説明いたしますので、説明資料の 12 ページをご覧ください。1 の改正理由につきましては、定数外となった教育長と今後採用予定のない人員について削減を行うものであります。2 の改正の内容につきましては、第 2 条第 1 号アの町長の事務部局の職員の定数を 105 人から 95 人に 10 人の減、そして同条第 3 号教育委員会の職員の定数を 20 人から 17 人に 3 人の減と変更するもので、各条文の変更内容は、新旧対照表のアンダーラインのとおりであります。

町長の事務部局の職員減の 10 人の内容であります。これは、平成 25 年 10 月から北見バスが開成津別線として運行を開始したことなどによるバス部門の職員の減、それと、平成 29 年、この 4 月から町道の維持管理及び除雪業務を民間委託とする方向が確定したことによる機動部門の職員の減であります。

教育委員会の職員減の 3 人の内訳は、定数外となった教育長のほか、平成 27 年 3 月末をもって閉校となった本岐小学校と活汲小学校の用務員、合わせて 2 人の減であります。

この改正により、職員定数の総数は、現在の 146 人から 133 人となるものであります。施行日は、平成 29 年 4 月 1 日からであります。

議案の本文にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第 3 号の提案内容についてご説明申し上げましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第4号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第4号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付をしております説明資料の13ページをご覧ください。1の条例改正についての説明ですが、昨年5月の臨時議会で税条例の一部改正を行いましたが、消費税の導入が平成31年10月までに延期されたことに伴い、地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が平成28年11月に公布されたことに伴い、昨年5月に改正した条例の一部を改正するものであります。

では、2の昨年の条例改正の主な内容と、今回の一部改正等の取り扱いの比較について説明させていただきます。今回の条例改正については、施行日の記載のないもの

は、公布の日からの施行となります。該当する条項については、項目下に記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

それでは、(1)の納期限後に納付等する税金等に関する延滞金の取り扱いについては改正はありません。(2)の固定資産税の減免申請に関して独立行政法人労働者健康安全機構への名称変更についても改正はありません。これは、労災病院のことです。(3)の法人住民税の法人税割の税率が現行12.1%から8.4%に改正されるものですが、「平成29年4月1日」から「平成31年10月1日」以降開始の事業年度からの延期となります。(4)の軽自動車税の名称が種別割となりますが、また、軽自動車取得税が環境性能割に改正されます。それに伴う納税義務者の規定及び税額等が改正されましたが、その適用年度が平成29年度から平成32年度以降への施行へと改正されます。(5)は、特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例について改正はありません。これは、スイッチOTCのことです。(6)は固定資産税の特例についてですが、平成28年度からの新設の再生可能エネルギー発電設備に関して、風力発電等が追加となり、わがまち特例に追加と成り替わります。これは、該当用件があり、申請が必要となります。償却資産の課税標準が一部減免となることとなりますが、これについての改正はありません。また、現在のところ町内で該当施設はありません。(7)は町たばこ税の旧3級品に関する経過措置の条文ですが、これも改正はありません。なお、今回の改正に伴う軽微な条項の整備についての説明は省略させていただきます。

続いて、14ページの番号1についてですが、災害等による軽自動車の減免申請期限を地方税法の改正規定に準じて改正するものであります。その下の番号2については、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の2年延長に関する改正となります。続いて、番号3から8につきましては、先ほど説明しました軽自動車税の税率等の改正の延期及び住民税の法人割の導入時期の変更に伴う改正の説明となります。先ほど説明しましたので説明は省略します。その他、関連法の改正等に伴う条例改正の内容については、資料の15ページから新旧対照表の中で記載をしています。

それでは、15ページの新旧対照表をご覧ください。第90条の2、軽自動車税に関してですけれども、第2項に減免申請の記述を前日までとするものであります。

続いて、附則の第7条の3の2は、住宅ローン控除制度の2年延長に関する制度の改正になります。

続いて、16ページになりますが、軽自動車税に関する環境性能割の導入時期の変更に伴う改正です。次のページからは、法人税割の税率引き下げと、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴う施行期日の変更に関する改正となります。改正前は第1号ですが、改正後は第1条の2となります。これが16ページ、17ページ以降の34ページまで、その続く形になります。

続いて34ページからの附則に関してですが、第1条は、法人税割の税率の引き下げ及び環境性能割の導入時期の変更に伴う施行期日が、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になる改正です。

続いて、36ページの改正附則第2条の2は、法人税割の税率の引き下げの時期が変更になったことに伴う規定の整備となります。これは、平成31年10月1日施行となります。

続いて、同ページ、下段の第3条の2については、環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設となり、平成29年4月1日施行となります。

続いて、同ページと37ページにかけての第4条についてですが、環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う適用年度が平成29年度から32年度に変更となる改正であります。

続いて、議案の条文をご覧いただきたいと思います。改正の条文につきましては、新旧対照表で説明をした内容について条文化したものであります。条文の説明は省略させていただきます。条文の議案をめぐっていただき、最後の前のページ、上から4行目について、軽自動車税の種別割に関する規定は、平成29年4月1日からの施行となります。その下の環境性能割と法人税割についての規定は、先ほどお話ししましたけれども、平成31年10月1日施行となります。また、記載部の施行日の記載のない条文については、先ほどの説明資料欄外に記載がありますけれども、改正文、最後のページに記載のとおり公布日が施行日となります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願い

いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 1分

再開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第5号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程されました議案第5号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

説明資料 38 ページをご覧ください。この条例につきましては、起業を促進するために平成 25 年 10 月 1 日に制定し、平成 27 年 7 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日にそれぞれ改正し、既存施設の改修及び増設などにも該当させるなど助成内容を改善してきておりますが、今回さらに社宅、社員寮についても該当させることにより、雇用の促進と定住の確保を図ることを目的としております。

あわせて、新設の事業所区分に生産施設を加えることで工場等の新規参入に備えるとともに、新設の観光施設の対象投資額を下げ、既存空き店舗、空き家等を活用しての宿泊施設等の起業についても該当させる内容とするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。第 2 条第 1 号ウ中、ただし書きを削りまして、同号ウの次にエ、社宅・社員寮を加え、以下、オからキに繰り下げとなっております。

別表の新設に、先ほど説明した生産施設と社宅・社員寮を加え、観光施設の対象投資額を 300 万円以上としました。なお、社宅・社員寮の対象投資額に対する補助金の率については、集合住宅を事業として既に建設された事業主の方に不利益を与えないよう率を落としまして 10 分の 2、それから、起業家に対しましては 10 分の 3 としております。

では、議案の条文をご覧ください。ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に改正前の津別町起業等振興促進条例第 3 条の規定により、指定を受けたものにかかわる補助金については、なお従前の例によるとしております。

以上、ご説明申し上げましたので原案に承諾賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第6号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にしたいと思います。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(小野淳子さん) ただいま上程となりました議案第6号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の41ページをお開きください。改正の内容に記載しておりますが、現在第1号被保険者の保険料段階の判定に合計所得金額を用いております。この合計所得金額は土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増いたしまして、介護保険料が高額になる場合があります。土地等の売却には、災害や土地収用を含む本人の責めに期さない理由もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないようにするため、保険料段階の判定に現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期、短期譲渡所得に係る特別控除を控除して得た額を用いることができるとするものでございます。介護保険料は、原則として3年間同一の保険料率を用いることとされておりますが、被災地等で順次防災集団移転が進むことを踏まえまして、特例的に平成29年度から当該所

得指標を用いることができることとなり、今回の改正を行うものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいまご説明いたしました内容を附則第5条の次に特例条項を新たに加えるものでございます。

附則といたしまして、平成29年4月1日から施行するとしております。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第7号 津別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 上程となりました議案第7号 津別町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料42ページをお開きください。新旧対照表をご覧ください。地域包括支援センターの事業内容について、第4条で規定しておりますが、法改正によりまして社会

保障充実分として新たに事業が追加されております。今後も機能強化の点で追加や変更の可能性があるため、事業表記を法令に規定する事業表記に統一することとしたものです。事業の利用につきましても、改正の趣旨に沿った表現といたしまして、また利用対象者と方法についても一括とした表記に改め、第6条を削り、第5条へ内容を追加しております。そして、第6条を削ることによりまして、第7条から1条ずつ繰り上げるものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を改正条文としたものでございます。

附則といたしまして、平成29年4月1日から施行するとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第8号 津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） 議案の説明の前に大変申し訳ございません。条例の附則のところに訂正の部分がございます。附則第3項をご覧いただきたいのですが、1行目と2行目の間に「津別町簡易水道事業会計」となっておりますけれども、正しくは、「津別町簡易水道事業特別会計」ということで、「特別」が抜けておりますので、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。申し訳ございません。

それでは、上程されました議案第8号 津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の45ページをお開きください。改正の理由ですが、簡易水道事業と上水道事業が統合することにより、簡易水道事業認可となるため、上水道設置条例を廃止し、簡易水道事業の設置条例を全部改正するものでございます。この統合の背景ですが、資料の47ページをお開き願ひます。厚生労働省は、簡易水道の施設整備費に対する国庫補助制度を見直し、既存の上水道事業に統合可能な簡易水道事業は補助対象にならなくなるとしました。ただし、統合計画を策定して行う簡易水道事業の施設整備には補助を継続することを示されました。48ページをお開きください。給水区域図を載せております。図の上の濃い実線が上里を水源とした上水道区域、下の薄い実線が相生を水源とした簡易水道区域です。このように両区域が近接している簡易水道は、統合しなければ補助対象にならないというふうにされました。

47ページにお戻り願ひます。2の計画策定及び統合の時期ですが、統合計画を策定した場合は、平成28年度までに統合した場合補助を継続するとなっております。津別町は平成22年3月に統合計画を策定しており、四角の囲みになりますけれども、会計の手続き上、平成29年4月1日統合については28年度末の統合扱いとなります。

3の認可変更の内容ですが、現簡易水道区域をいったん廃止いたします。上水道区域に廃止した簡易水道区域を拡張する認可変更を行います。このとき計画給水人口が5,000人以下であれば簡易水道事業認可となります。

(1)です。事業名称及び事業規模の変更では、事業名称を津別町簡易水道事業とし、上水道、簡易水道合わせた計画給水人口7,400人を4,450人に変更いたします。計画日最大給水量を5,250立方メートルから4,290立方メートルに変更となります。

道特別事業の会計につきましては、3月31日をもって打ち切り決算を行って、そこで発生します未収金だとか未払金につきましては、後日上程いたします新しい簡易水道事業特別会計に未収金、未払金として計上していくということになることを申し添えておきます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定すること賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第9号 津別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第9号 津別町水道事業給水条例等の一部改正についてご説明いたします。

資料の49ページをお開き願います。改正条例につきましては、一つ目、津別町水道事業給水条例の一部改正。二つ目、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正。三つ目、津別町上下水道運営審議会条例の一部改正に

ついて一括改正しようとするものです。

まず、津別町水道事業給水条例の一部改正ですが、改正理由は、上水道事業及び簡易水道事業の統合による事業名称等の改正となります。改正内容は、一つ目に、事業名称を簡易水道事業に改めることと、二つ目に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格取得年数を2分の1に改めるものでございます。

新旧対照表で説明いたします。題名及び第1条を「水道事業」から「簡易水道事業」に改めます。50ページ、第37条は、布設工事監督者の資格取得経験年数が簡易水道事業の場合は、上水道の2分の1になることを受けて、第1号から第8号まで経験年数を2分の1とするものです。第2項は削ります。

51ページ、水道技術管理者の資格についても同様に経験年数が2分の1となりますので、第1号から第4号まで経験年数を2分の1とするものです。第2項は削ります。

次に、53ページをお開き願います。議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正について説明いたします。改正理由は統合によるもので、改正内容は、「上水道事業施設及び」を削るものでございます。

次に、54ページをお開き願います。津別町上下水道運営審議会条例の一部改正について説明いたします。改正理由は統合によるもので、改正内容は、題名を含む条文を「上下水道」から「水道・下水道」運営審議会とし、事業を「上水道」事業から「簡易水道」事業に改めるものでございます。

それでは、条例本文にお戻りいただき、本文につきましては、ただいまご説明いたしましたものを条文にしたものでございます。第1条に給水条例の改正を、第2条に議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の改正を、第3条に上下水道運営審議会条例の改正をするものです。

附則として、平成29年4月1日より施行するものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第10号 津別町火葬場使用料交付に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第10号 津別町火葬場使用料交付に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

説明資料 55 ページをお開きください。資料には、廃止しようとする条例を上段に、また参考といたしまして現火葬場を管理する美幌津別広域事務組合の関係条例を記載してございます。若干経過を含めてご説明申し上げますが、廃止しようとする条例の制定経過としては、昭和45年に美幌町と津別町が共同で火葬場を設置した際に、それまでであった町の火葬場条例を廃止しているところですが、その際、各町の実情に合わせた火葬場使用料の減免規定は残したほうがよいとされ、翌年、昭和46年に津別町火葬場使用料交付に関する条例を制定し、低所得者の生活を援護するため使用料相当額を交付する規定を設けた経過がございます。

しかし、その後資料下段の抜粋として掲載しておりますけれども、平成3年に美幌津別広域事務組合火葬場設置及び管理に関する条例が制定されてございまして、現在

の望岳苑斎場として広域事務組合がその管理、使用の許可、使用料の減免などを規定した条例を制定しているところがございます。このことから、本来であれば、早い時期に条例を廃止する必要があるところがございますけれども、ただいまご説明申し上げましたとおり、今回条例を廃止しようとするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、内容をご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 11 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 11 号 オホーツク町村

公平委員会規約の変更について内容をご説明いたします。

オホーツク町村公平委員会については、先ほど同意第2号の提案において副町長から説明のあったとおりであります。このたびオホーツク町村公平委員会より規約の変更が求められているものであります。

提案理由及び改正内容は、説明資料に基づきご説明申し上げますので、説明資料の56ページ、最終ページをご覧くださいと思います。1の改正理由につきましては、平成29年4月1日から共同設置地方公共団体長が清里町長から大空町長に変更となることによるものであります。2の改正内容につきましては、第3条中、「清里町の長」を「大空町の長」に改めるもので、このたびの改正に合わせ地方公務員法の改正に伴い、第5条中の「法第8条第5項」を「法第8条第6項」に改めるもので、条文の変更内容は、新旧対照表のアンダーラインのとおりであります。

施行日は、平成29年4月1日からであります。

議案の本分にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第11号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 12 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（相生総合交流ターミナル施設）を議題にします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 12 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容の説明を申し上げます。

資料等ございません。津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、これまで指定管理を行ってきている施設のうち、本年 3 月 31 日で指定期間が到来する施設につきまして、本年 4 月から引き続き指定管理を行うための提案でございます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等により、町長は施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときには、公募によらず津別町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるとあり、今回提案する施設につきましては、この規定に該当するものであります。先月、2 月 10 日、指定管理者選定委員会が開催され、審議の結果引き続き指定管理者とすることが了承され、選定されたところでございます。

議案をご覧ください。今回指定管理者の指定を行う内容として、施設の名称等は津別町字相生 83 番 1、津別町相生総合交流ターミナル施設。指定管理者の名称等は、津別町字相生 83 番地 1、株式会社相生振興公社、代表取締役 竹俣信行。指定の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までであります。

以上、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 13 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町堆肥製造施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 13 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容をご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過につきましては、先の議案第 12 号の内容と同様でございます。本議案につきましても指定管理者選定委員会によって審議され、引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

議案をご覧ください。施設の名称等については、津別町字共和 550 番地ほか、津別町堆肥製造施設。指定管理者の名称等は、津別町字大通 33 番地 津別町農業協同組合代表理事組合長 山下邦昭。指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

以上、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 14 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別 21 世紀の森キャンプ場等）を議題にします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 14 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容のご説明を申し上げます。

選定経過につきましては、先の議案第 12 号、13 号の内容と同様でございまして、本議案につきましても、指定管理者選定委員会によって審議され、引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

議案をご覧ください。施設の名称等につきましては、いずれも津別町公園条例に規定されております次の二つの施設でありまして、（1）として津別町字豊永 127 番地ほ

か、津別 21 世紀の森キャンプ場。(2) として、津別町字共和 130 番地 1、津別グレステンスキー場であります。指定管理者の名称等は、津別町字幸町 41 番地、株式会社津別町振興公社 代表取締役 佐藤多一であります。指定期間につきましては、これまでの 3 年間の指定期間に引き続き、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

以上、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 15 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第 15 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、終了いたしました事業に係る精査と歳出におきまして繰越事業になりますが、臨時給付金事業や社会資本整備総合交付金事業である共和第4団地、本岐団地の補助事業の追加、さらに早い時期からの降雪によりまして除排雪経費の増額、また一般財源による条文につきましては基金積立等を中心に補正予算を組まさせていただきます。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条第1項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ6,834万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を65億4,309万7,000円と規定するものであります。第2項第2条の繰越明許費の設定、それから第3条の地方債補正につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。9ページから10ページのほうをお開きください。まず、全体に係ることで人件費ですが、今回時間外を必要な費目に増額しております。主に、臨時的事業でありましたり、国による臨時交付金事業や台風災害等々によるもので、当初予算では給与費の5.5%で計上しておりましたが、今回の補正で6.2%まで増額しております。一般会計分で183万円、特別会計45万円、総額228万円の増額になります。申し訳ありませんが、人件費の補正とあと事業費の精査のみの減額等につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承ください。

それでは、事業ごとにご説明いたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の電算化推進経費は財源内訳のみの補正です。総務管理経費は、郵送料で不足分が見込まれましたので9万円の増額です。目3財政管理費、公共施設等整備基金積立金につきましては、一般財源の余剰分の積み立てといたしまして4,000万円の増額です。目5財産管理費は、公用車維持管理経費、国土調査事業ともに財源内訳のみの補正となっております。庁舎等維持管理経費につきましては、除排雪委託料で43万7,000円の増額、町有建物等維持管理経費につきましては、12ページのほうになります。除排雪委託料で43万7,000円の増額。また、既存建物解体工事につきましては、これは補助事業によりまして豊永の職員住宅を7棟14戸の解体を予定しておりましたが、そのうちの2棟4戸分が補助対象とならなかったことから次年度以降に実施することといたしまして679万3,000円の減額となっているところです。項2地域振興費、

目1 企画総務費ですが、土地利用規制等経費については財源内訳のみの補正、企画調整事務経費につきましては、ふるさと納税につきまして現計予算よりも5,000万円ほど収入増を見込み、返礼品及び関係経費について2,588万6,000円の増額となります。地域振興基金積立金につきましては、一般財源の余剰分を端数も合わせまして積み立てるもので4,021万2,000円の増額となるところであります。目3 企画振興費は、13ページから14ページのほうをお開きください。備品購入費で施設器具等として106万4,000円の追加ですが、これは相生総合交流ターミナル施設、あいおい物産館の備品で豆腐製造のための油圧絞り機が不調になったために新規に購入する費用としまして106万4,000円の追加になります。次のふるさとつべつ応援基金積立金は、収入増を見込み5,000万円に対しまして必要経費充当分を差し引き、半額の2,500万円を積み立てようとするものであります。項3 徴税费、目1 税務総務費の税務事務経費と項4 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワークシステム経費並びに戸籍住民登録経費は財源内訳のみの補正となります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、社会福祉管理経費は、財源内訳のみの補正となります。15ページから16ページをお開きください。重度心身障害者医療費助成経費になりますが、マイナンバー対応に係る医療給付システムの改修費用に北海道自治体情報システム協議会に対して負担金として10万5,000円の追加になります。次の臨時福祉給付金給付事業ですが、これは経済対策分としまして平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するために1人あたり1万5,000円を支給するものですが、平成28年度、当初の臨時福祉給付金と同様な基準によりまして扶養されていない住民税非課税の方が対象でありまして、見込み数を1,033人として事務経費を含め1,664万円を追加するものです。これらは4月以降の給付になりますので、関係経費を繰越明許費としての設定をお願いするものであります。

次、17ページから18ページをお開きください。社会福祉協議会助成経費ですが、これは人件費分を補助しているのですが、人件費の年度内の増加分につきまして40万8,000円を増額して補助するものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、予防接種経費の増と人件費の増によりまして23万4,000円の増額となります。介護保険事業特別会計繰出金は、これは事業費精査で229万円の減額となること

ろです。目2 社会福祉施設費ですが、共和集会施設管理経費の除排雪業務委託料で16万6,000円の増額となります。目5 老人福祉費の老人福祉施設措置経費は、財源内訳のみの補正となります。

19 ページから20 ページをお開きください。20 ページ、中段になります。福祉寮管理経費と福祉寮運営経費につきましては、福祉寮のボイラーの故障に対しまして急を要する修繕費用への流用元への補正です。合わせて60万1,000円の増額となります。目7、交通安全推進費の交通安全啓発指導経費、目8 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金については財源内訳のみの補正となります。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の児童手当等扶助費、子育て支援事業経費についても財源内訳のみの補正。続きまして21 ページから22 ページをお開きください。ひとり親家庭等医療費給付事業と次の乳幼児等医療費助成事業につきましては、これもマイナンバー制度に対する医療給付システムの改修に係りまして北海道自治体情報システム協議会の負担金としてそれぞれ10万5,000円ずつを追加するものです。未熟児養育医療費給付事業につきましては、平成27年度分の国庫補助金の超過交付金の返還金が生じたので、13万1,000円の追加となります。子ども・子育て支援事業は、延長保育事業の増加等の見込みでありまして10万4,000円の増額となるところです。

款4 衛生費です。項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費の地域医療維持助成事業は財源内訳のみの補正となるところです。23 ページから24 ページをお開きください。目2 予防費です。予防接種経費につきましては、接種率が上がったこと、高かったこと、また新規に日本脳炎の予防接種を追加したことによりまして、205万1,000円を増額のお願いをするものであります。目3 環境衛生費につきましては、下水道事業特別会計繰出金は6万円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金は57万円の減額となるところです。続いて、25 ページから26 ページのほうをお開きください。項2 清掃費です。目1 塵芥処理費につきましては、リサイクル施設管理経費について財源内訳のみの補正となります。

款6 農林業費です。項1 農業費、目1 農業委員会費の農地保有合理化促進事業は、これは補助事業の確定によりまして経費の1万8,000円の増額となるところです。目2 農業総務費のその他農業行政経費は、財源内訳のみの補正となります。目3 農業振

興費につきましては、27 ページから 28 ページのほうをお開きください。基本的に事業費精査の事業が続きますが、28 ページの下段のほう、産地パワーアップ事業につきましては、これはT P P 関連事業として制定された事業ですが、実際の事業は機械リース事業となります基金事業の分が 28 年度に予算措置が難しいと判断されていることから、今回 4,207 万 5,000 円の減額とするものであります。しかしながら情勢の変化から 28 年度予算に交付決定された場合は専決補正等によりまして増額、繰越明許費の設定となることも予想されているところです。その場合のときはご了承くださいませようよろしくお願いします。なお、施設整備事業につきましては、28 年度予算として 29 年度へ繰り越すことになりまして、今回繰越明許費の設定をお願いすることとなります。目 4 振興事業費は精査になりますが、国営農地再編整備事業推進事業の換地業務で、対象面積がこれは減少したということで 2,840 万 6,000 円の減額となります。

次に、29 ページの款 7 商工費、項 1 商工費になりますが、事業精査を除きまして 31 ページから 32 ページをお開きください。目 2 商工振興費の商工振興補助費等ですが、これは中小企業に対する特別融資の利子補給において、融資額の増に伴いまして 95 万 9,000 円の補助金増額となるところです。

款 8 土木費です。項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費の道路除排雪経費ですが、町道の除排雪業務の委託料として 550 万円の増額となるところです。目 2 道路橋梁維持費ですが、33 ページから 34 ページになります。道路橋梁維持管理経費、中段です。道路橋梁維持管理経費のうち 8 節の報償費は、4 月から町道維持業務を民間に委託することから退職となる機動の臨時職員の退職報奨金として 138 万 7,000 円の追加となるところです。次、めくりまして 35 ページから 36 ページをお開きください。項 3 河川費です。目 1 河川総務費につきましては、河川維持管理経費の、これは樋門の管理業務としまして 2 万 3,000 円の追加となるところです。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、町営住宅管理経費といたしまして、28 年度の予算で補助事業として共和第 4 団地の屋根と外壁の張替改修工事が追加になりましたので、695 万 6,000 円の増額になります。また、目 2 住宅建設費におきましても、町営住宅等建設整備事業としまして、38 ページのほうになりますが、こちらも 28 年度の補助事業といたしまして町営住宅建設用地既存建築物解体工事といたしまして本岐団地の解体費用 807 万 8,000

円の追加となるところです。どちらの補助事業につきましても、繰越明許費の設定をお願いするものであります。また、次の公有財産購入費は、29年度より工事予定の相生地区において町営住宅建設用地を購入する費用として158万4,000円の追加となるところです。

款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費につきましては、事務組合の負担金精査で351万円の減額となります。

款10 教育費です。項1 教育総務費は、目5 スクールバス運行費で、39ページから40ページになりますが、バス運転手の臨時運転職員の退職に係る退職報償としまして16万8,000円の追加となるところです。項2 小学校費、目1 学校管理費につきましては、小学校施設管理経費におきまして温水暖房ボイラーの不調によりまして、修繕費で22万2,000円の増額、また目2の教育振興費につきましては、就学援助費で6年生の3月に支給することになりました中学校の新入学用品援助に、援助費の単価確定がありまして、それによりまして不足とする額が生じたので、7万2,000円の増額となるところです。その他小学校教育振興経費につきましては、臨時教職員の退職に係るこれも退職報奨金といたしまして9万5,000円の追加となるところです。項3 中学校費、目1 学校管理費につきましては、中学校施設管理経費で、これは教職員住宅のボイラー等の修繕費で24万8,000円の増額となるところです。

次、ページめぐりまして41ページから42ページをお開きください。項4 社会教育費です。目1 社会教育総務費につきましては、社会教育総務経費の補助金、津別町文化・スポーツ競技大会派遣費に47万4,000円の増額になりますが、これはリコーダーの全国コンクールに出場する団体に対する補助金となります。目2 社会教育振興費、図書室経費は財源内訳のみの補正となります。項5 保健体育費は、43ページから44ページをお開きください。体育施設共通管理経費で、備品購入費50万3,000円の増額です。これは、本岐体育館におけますトランポリン用の安全対策用マットを新規に購入する費用として増額するものであります。

款11 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費につきましては、工事請負費で資材費や労務費の単価アップを考慮いたしまして130万7,000円を増額するものですが、あわせて29年度への繰越明許費の設定をお願いするもので

あります。

45 ページから款 12 公債費につきましては、27 年度の起債借り入れ経過を含めた精査による減額となっているところであります。

それでは、歳入のほうをご説明いたします。3 ページから 4 ページをお開きください。3 ページ、款 9 地方交付税です。項 1 地方交付税、目 1 地方交付税につきましては、普通交付税の本年度の交付額に基づきまして一般財源分 7,952 万 7,000 円の増額となります。款 11 分担金及負担金、項 2 負担金、目 1 民生費負担金につきましては、老人福祉施設入所者徴収金につきまして、養護老人ホーム入所者の減によりまして 57 万 7,000 円の減額となります。

款 12 使用料及手数料、項 1 使用料につきましては、各目で確定している額として 20 万 5,000 円の減額となります。項 2 手数料も同様に 15 万 6,000 円の増額となるところです。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金につきましては、介護給付費・訓練等給付費につきまして、支出見込みに係る精査ということで 265 万 6,000 円の減額となります。項 2 国庫補助金、目 1 総務国庫補助金につきましては、そのうち社会資本整備総合交付金は、豊永職員住宅解体工事の一部取りやめにより 271 万 7,000 円の減額。また、社会保障・税番号システム整備費補助金と目 2 の民生費国庫補助金でも同じ名目の補助金につきましては、マイナンバー関連の整備補助といたしまして、それぞれ 37 万 6,000 円と 47 万 1,000 円の増額となるところです。臨時福祉給付金につきましては 1,769 万 2,000 円の増額ですが、歳出で説明いたしました経済対策分の臨時福祉給付金事業の福祉事業全額の財源となるものであります。目 3 土木費国庫補助金の現年発生道路災害復旧事業は、これは補助率の変更等によりまして 214 万 8,000 円の減額ですが、対象事業について変更された場合は、さらに減額されることも考えられます。今年度の補助となる可能性ということが示唆されているところであります。それについては専決等で対応することとしたいと思っております。社会資本整備総合交付金につきましては、これは共和第 4 団地改修工事と本岐団地の既存建築物解体工事の財源となるもので、758 万 6,000 円の追加になります。

次に、5 ページから 6 ページをお開きください。款 14 道支出金、項 1 道負担金、目

1 民生費道負担金につきましては、国庫負担金と同様に事業精査による 132 万 8,000 円の減額となります。項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金の土地利用規制対策事業は、これは交付額の確定による減額。また、目 2 民生費道補助金につきましては、障がい児等支援体制整備事業専門支援事業 26 万 8,000 円と権利擁護人材育成事業 190 万 8,000 円につきましては、これは新規に追加となるところですが、歳出で実際に支出したものが補助の対象となったことから確定、追加するものであります。目 3 衛生費道補助金は、これは精査による減額となっております。続きまして、目 4 農林業費道補助金は、農業費補助金で各支出の確定に基づく補助金の精査となりますが、産地パワーアップ事業につきましては、歳出で説明したとおり機械リース事業の補助予算措置が難しくなったことにより、4,207 万 5,000 円の減額となります。項 3 道委託金、目 1 総務費道委託金は、確定分の精査また目 2 土木費道委託金は、これは樋門管理業務、歳出のほうで樋門管理費増になりましたが、それに伴う増額となります。

款 15 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 生産品売払収入は、これは町有林地におきます火山灰の売り払いで、162 万 2,000 円の追加となります。目 4 物品売払収入は、これは不用になりました町有車両、更新に係る町有車両ですが、その 2 台分の売り払いに係る収入 12 万 9,000 円の追加となります。

款 16 寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金につきましては、これはふるさと納税の収入見込みといたしまして 5,000 万円の追加、総額 1 億 2,000 万円を見込むこととなります。

めくりまして 7 ページから 8 ページをお開きください。款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、公共施設等整備基金繰入金は、需用費の精査による減額。また地域振興基金繰入金は、これは津別病院への支援であります助成事業に対しまして過疎債のソフト事業分を充てていたのですが、その過疎債のソフト事業分と地域振興基金で財源措置をしておりましたが、過疎債の対応分がちょっと減額になったということで 270 万円の増額となります。

款 19 諸収入、項 4 受託事業収入、目 2 農林業費受託事業収入につきましては、農地保有合理化促進事業の精査によりまして 1 万 8,000 円の増額、国営農地再編換地推進業務は、歳出で言いましたが事業量の減によりまして 3,202 万 8,000 円の減額になり

ます。項5雑入、目7雑入につきましては、宝くじ交付金は、配分額の確定で27万3,000円の減額、事故共済金は、公用車事故2台分の共済金といたしまして21万8,000円の増額、支障物件移転等補償は、道道津別陸別線の改良に伴う鹿柵の移転補償費の確定によりまして18万9,000円の減額となっております。

款20町債、項1町債につきましては、各事業の確定によりまして起債額の関係で現在同意されている起債予定額で整理いたしまして総額460万円の減額となっております。

それでは、条文のほうにお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明したものを第1表のとおり款項の区分ごとに整理し、第1条の補正予算額及び予算総額になるものであります。

第2条につきましては、ページをめくりまして第2表の繰越明許費をご覧ください。この表のとおり6事業で繰り越しをお願いするもので、総額6億7,958万9,000円となるところです。

第3条、次の第3表、地方債補正のとおり3事業で補正後に記載しているとおりの減額変更をお願いするもので、全体460万円の減額となりまして、総額7億3,299万9,000円とするものであります。

以上、内容については以上のとおりとなります。原案について承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

平成28年度津別町一般会計補正予算（第7号）の説明が終わりましたので、本案について質疑を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 14ページ、ふるさと応援積立基金、25節積立金、ふるさと応

援基金が2,500万の補正が組んであります。2,500万補正については特に問題はないのですが、現在ふるさと納税がどの程度集まっているか、現時点でおおよそでいからわかれば教えていただきたいと思ひます。

それから、24ページ、母子保健推進事業20節扶助費、妊産婦通院交通費助成事業なのですが、当初の予算のうち、あまり使われていないで補正になっているような気がするのですが、実績がどのくらいあったのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） はじめお尋ねのありましたふるさと納税の概要を報告させていただきたいと思ひます。

3月5日現在というのが最新の情報なのですが、現在件数でいきますと2,720件、金額にしまして1億1,167万円、このような状況になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） 私のほうから24ページ、予防費の中の扶助費、妊産婦通院交通費助成事業の関係でございます。これ昨年6月の時点におきまして新たに要綱を設置しまして、道の助成要綱に基づいて妊産婦にかかわる通院、健診関係の交通費を助成等するものでございますけれども、当初、6月の段階で補正をお願いしたときに68万7,000円を計上させていただきました。それで、ちょっとおわびというか、このときに、実は母子手帳を交付されていて妊産婦の関係をちょっとカウントしたのですが、総体をカウントして支出を見込んでいたために実績としては実際に妊産婦という方は通院はその都度出産期に合わせてずれるわけなのですが、実施の28年度の実績としましては4名ということになってございまして、ちょっと大幅な減額になりますけれども、当初ちょっと人数を総体で見ってしまったということがありまして大幅な減ということになってございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） ただいまの妊産婦の通院交通費助成につきましては、新しい

事業だったということもあってこういうこともあるかと思いますが、次からはスムーズにお願いしたいと思います。

続きまして、ふるさと津別応援基金のほうなのですが、現在新聞等でも応援基金が過熱して返礼品の金額が非常に跳ね上がっていると。モラル的にもどうかという部分が出てきております。うちの町の返礼品の平均の金額、返礼品にかかっている金額が応援基金で、ふるさと納税で積み立てていただいている金額の大体何パーセントにあたるか、確か50は超えないように設定しているはずですが、どのぐらいになるのかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） お尋ねいただいた内容ですが、返礼の比率を原則5割以下という形で設定させていただいております。ただ、送料であるとか、多分大型のものになると設置費用というのが別途かかることがあったりして、その部分が若干飛び出ることがたまにあるというような状況になっておりまして、原則5割のラインで設定をして対応しているという状況になっております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） 先ほどの妊産婦の通院の関係でちょっと補足でございます。議員おっしゃられるとおり私どものちょっと精査が不十分だった部分もあります。それと、この要綱におきましては、出産を終えまして産後の通院もあるのですが、それらを全部終わった段階での申請となることから現在4名ということになってございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） ふるさと応援基金積立金のほうですが、この件につきましては、今後国のほうからも返礼金の金額を制限される恐れもあると思います。ただ、今まで、ここまで急激に増えてきまして、やはり町の中、当然これは返礼品は、町の中の商品というか生産品を出すわけですから経済の活性化という意味では非常に大きな役割を今果たしているのではないかなと思います。その辺を考えながら、国の情勢も判断しながらますます基金をたくさん集められるように、そしてなおかつ地域

内の経済活性化ができるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 貴重なアドバイスもいただいたところでありがとうございます。

町としましては、かねてより町の特産品というか町の売り出し品をできるだけラインナップに加えて経済の活性化も含めて雇用の創出までできるくらいということで、目標で取り組んできたところですが、これは新年度の話に向けてということになってしまいますけれども、総務省のほうの対応で換金性の高いもの、あと高額なもの、あと地域にあまりかかわりのないもの、こういったものが多分取りざたされてくる可能性が強いのではないかと考えておりますけれども、その点には十分配慮して進めていきたいと考えておりますし、新年度に向けてはものというよりも、例えば体験型であるとか、思い出であるとか、そういった津別によりかかわりの深いものを今担当含めて準備して計画しているところでありますので、そこらへんを配慮して進めていきたいといふふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 16 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 16 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に今後の見込み精査による保険給付費の追加と平成 30 年度からの国保の都道府県化に向けたシステム改修経費の追加であり、歳入では保険給付費の増額に伴う国庫負担金、療養給付費等負担金の増額、国庫補助金では保険制度移行に伴う準備事業補助金の増額、連合会支出金で高額医療費共同事業交付金の追加を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 458 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 10 億 388 万 3,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 103 万 8,000 円の増額です。給与費につきましては、職員手当等、時間外手当で、実績と今後見込みによりまして 10 万円の追加、総務一般事務経費は、国保制度移行に伴って保険給付収納業務システム及び住民基本台帳システムとの連携によるシステム改修にかかわる経費として北海道自治体情報システム協議会への負担金として 93 万 8,000 円の追加であります。

款 2 保健給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費は、238 万 7,000 円の追加。目 5 審査支払手数料は、精査によりまして 20 万円の減額であります。

下段の款 7 共同事業拠出金は、7 ページ、8 ページになります。目 1 高額医療費拠出金は、国保連合会への納付として 108 万 2,000 円の追加です。

款 8 保健事業費、項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、各種検診助成事業、13 節委託料、健康づくり事業で事業精査として 28 万円を追加するものであります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので 3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金は、前年度の療養給付費交付金の追加交付により 238 万 7,000 円の追加。目 3 特定健康診査等負担金は、精査により 2,000 円の減額でございます。項 2 国庫補助金、目 3 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は 93 万 8,000 円の追加であります。これは、国保の都道府県化に向けた今年度分の対応として電算システムの開発と住民基本台帳や住民税などの機関係電算処理システムとの連携をするためのシステム改修費に要する費用に対しまして補助率 10 分の 10 の補助金でございます。

款 5 道支出金、項 1 道負担金、目 2 特定健康診査等負担金は、先ほどの国庫負担金と同様精査による負担金として 2,000 円の減額であります。項 2 道補助金、目 1 財政調整交付金は、特別財政調整交付金として肺炎球菌接種費用にかかわる道補助金の精査として 15 万円の増額でございます。

款 6 連合会支出金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金は精査によりまして 88 万 2,000 円の追加となります。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、人件費増額分 10 万円、施策分として各種健診分として 13 万 4,000 円の追加であります。

それでは、2 枚ほどページを戻っていただきまして、補正予算の条文となります。第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに次のページ、第 1 表で整理させていただいたところであります。

以上、説明申し上げましたので原案にご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 17 号 平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 17 号 平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では時間外の増額補正と事業精査に伴う保険給付費と地域支援事業の補正、そして基金積立金の追加であります。歳入では事業精査による国庫支出金等の補正、基金繰入金の減額等により補正予算を編成したものでございます。

それでは、条文第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,989 万 9,000 円を減額し、予算総額を 5 億 4,588 万 5,000 円とするものです。それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 7 ページ、8 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与では、時間外勤務の増等によりまして 10 万円を増額するものでございます。

次に、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費では、事業精査によりますが訪問介護の利用増によりまして 100 万円の増額補正となります。次に、目 2 施設介護サービス給付費では、特養の入居者数の見込み数が今年度は下回りまして 1,000 万円の減額補正、目 4 居宅介護住宅改修給付費では、利用者の増によりまして 20 万円の増額になります。

次に、9 ページ、10 ページになります。目 6 地域密着型介護サービス給付費では、

小規模多機能居宅介護、津別にあります夢ふうせんのか、本岐の利用の伸びの減によりまして 1,100 万円の減額補正となります。次に、項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費では、訪問看護などの利用の伸びが少なかったことによりまして 100 万円の減額でございます。項 5 高額医療合算介護サービス等費、目 1 高額医療合算介護サービス費では、該当者の増によりまして 80 万円の増額補正となります。

次に、款 3 地域支援事業費では、国庫負担率の修正によりまして財源補正のみとなっております。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金は、11 ページ、12 ページになりますが、介護給付費準備基金積立金基金利息 1,000 円の増額補正となります。

続きまして、歳入にお戻りいただきまして 3 ページ、4 ページをお開きください。款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金で、介護給付費の事業精査によりまして 350 万円の減額補正、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金で、介護給付費事業精査により 15 万 6,000 円の減額と地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分で 120 万 4,000 円の補正で、合わせて合計 35 万 6,000 円の減額補正となります。今回調整交付金の中に、この介護予防日常生活支援総合事業分が含まったのですが、この総合事業の実施によりまして、介護給付費における調整交付金の制度を総合事業に導入されまして、今まで国庫負担率 25%となっていたのを 20%となりまして、残りの 5%減額になった分は市町村における介護保険財政を調整するために傾斜をつけた調整交付金として交付されることとなりましたので、今回の補正となっております。

次に、目 1 地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業では、先に調整交付金でご説明いたしましたが、国庫負担率が 25%と当初積算しておりましたが、この総合事業の実施により 20%ということで改正されましたことで 119 万円の減額補正となります。目 4 介護保険事業補助金では、介護保険システム改修の補助分として 2 分の 1 で積算しておりましたが、人口による補助基準額が変更となりましたことから今回 15 万 8,000 円の減額補正となります。

次に、款 3 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金は、介護給付費の事業精査により 560 万円の減額、目 2 地域支援事業交付金では、支払手数料

も補助対象となることから、今回1万6,000円の増額補正となっております。

款4道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金では、介護給付費の事業精査により300万円の減額補正。項2道補助金、目1地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業では6,000円の増額補正。

款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金で、基金利息1,000円分の増額補正。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金では、介護給付費事業精査によりまして250万円の減額。目2地域支援事業繰入金では4万8,000円の減額補正となっております。5ページ、6ページになります。目4その他一般会計繰入金、介護保険システム改修費の町負担分が15万8,000円分増額となっております、そのほか時間外分で10万円、合わせて25万8,000円の増額補正となります。項2基金繰入金、目1基金繰入金では、介護給付費事業精査によりまして基金取り崩し額の減となりましたことで382万8,000円を減額補正いたします。

それでは、本文に戻っていただきまして、第1条第2項に定める第1表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきました。

原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 8ページのこととちょっとお尋ねしたいと思いますが、施設介護サービス給付経費というのが1,000万だか減少したのですが、最近のちょっとわからないのですが、特養もいろんな介護施設、何か待機者が多いというふう聞いていたのですが、特養もそうなのかなと思っていると、ちょっと減額ということになりましたし、介護保険制度で特養入居者に基準というか介護度が3以上でないといけないとか、そういうことが影響しているのか、どういうふうな、結構増えてきている割にはこの施設のマイナスというのが、どんな原因なのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 特養の入所は要介護3以上ということになって

おりますが、それぞれの施設におきまして入所者判定委員会というものがあまして、その方の状況に応じて、介護度がやはり重たい方が優先にはなりますが順位を決めさせていただいております。その中で適正に順番が決まっております、いちいの園の空きが出たときに順次その方たちに入所のお話をした中で順次入ってくるのですが、その上位に津別の方がいらっしゃらないのか、入所している方が津別以外の方で特養に入所してまして、今いちいの園に津別の方が入所しているのは36名なのです。それで、その方たちが順番を施設で決めておりますので、うちのほうからは適正な判定をされているという理解ではおりますけれども、順番がきて、ほかの町の方が今順番がきて入っているという状況であります。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 原因でどういうふうになるのかわからないのですけれども、よそに行くということもあるし、ただ、在宅というようなことで施設を敬遠している方もいるのか、あるいはもうちょっと前ですとなかなか入れないというようなので、町が何人というような、何十人も待っているというような話もあった中で、ちょっと意外な数字だなというふうに思ったのです。

それで、現状、町内の方で特養を希望して現在待っているとか、今ののこのことも出ていたのですが、それは規模がちょっと周辺のところが少ないからなかなかカウントしていたような数字にならないのかなと思うのですけれども、その辺のところ在宅が厳しくて、やっぱり特養に入りたいという希望者の声も聞いているので、現状の数字がわかれば教えていただきたいと思います。津別町で特養に入りたい、今現在待っている人、判定委員会があるとかそういうこともよく承知していますし、上のほうから順番にというようなこともありますし、もうあきらめてほかを望んでいる人がいるのか、その辺のところもあわせてわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 春先に正確な数字ではないのですが、特養の待機者は80名から90名の待機者がいるということはお聞きしています。ただ、一度申し込みしてから状況が変わっていたりとか、別な施設に入っているかとかいうのがありますが、それを春に施設にお聞きしたときには、そういう調査もしておりますと

いう話をしたのですが、その後正確な数字というのはちょっとまだ聞いていないのが現状でございます。やはり3以上、特に特養は5近い方の入所待ち、そして今待っている中で経管栄養している場合は施設の入所が難しい場合もあります。それで、やはり困っている方は、すぐ入りたいという方は介護付の高齢者住宅とか、有料老人ホームを選択している場合とかありまして、特養にはやはり重症化した方たちの施設となっておりますので、その中間的な方がいる居場所というのが課題になっておりまして、第6期計画にもそういうことを載せておりますけれども、次の第7期計画をこの29年度に作成しますが、もう少しそういう施設について考えられるかどうかというのをさらにいろんな状況をつけ合せて考えていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん

○1番（篠原眞稚子さん） 状況等わかりましたけれども、80という数字をずっと私たちが報告を受けていたような気がしていたので、ちょっと意外だったのと、介護保険を導入するときもやっぱり経済的な問題があって十分介護保険を受けられないんじゃないかというのをスタートのときにも問題があったので、今いろんなことをあれして7期に向けて、やっぱりできればよそでなくてここの施設というか、最後までいられるようなことを計画していただきたいというのを希望して終わりにしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

○保健福祉課長（川口昌志君） 議員おっしゃられるとおり待機者が多いというのは以前から言われていることでもございます。よく80名前後というような待機者ということをおっしゃってまして、議員もご承知かと思いますが現実にはそれほど、申し込んである方は80名を超えているということですが、現実にはいろんな町外の施設に既に入られてるとか、入院されているとか、まだまだ申し込むけどまだ自宅でみたいのだよね、という方も含めると八十数名ということになっておりますので、現実、実態としていま本当にお困りになっている、かなり絞られた人数であるというのが実際でございます。それと、住所地特例と言って、さっき町外の方も入っているということでその部分で保険者が負担ということで津別のほうから出さなく済むという部分もあるのですが、そういったことでの落ち分も入っていますし、入院や不幸に

して亡くなられる方の関係で減るという、その間隙に入院されてすぐ入れるかという部分もありまして、その数日間の給付の落ちというのもありますので、一概に 1,000 万落ちたからといってということではないのですけれども、とりわけでも、お困りの方は現実にはいらっしゃるもので、その辺のところは今法人として、過去町立という形でやっていましたけれども、今法人で恵和福社会のほうでやっていますけれども、ことあるごとに情報を伺いながら可能な限り津別の方が入れるような状況、これは判定委員会が控えていますのでなかなか難しい部分もありますけれども、情報を伺いながらその辺のところを調整していきたいなと思ってございます。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、議案第 18 号 平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 18 号 平成 28 年度

津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

補正の理由といたしましては、主に事業完了精査によるものです。第1条においては、歳入歳出それぞれ3,012万5,000円を減額し、予算総額を4億6,594万3,000円とする補正をお願いするものです。

歳出から主なものについてご説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。5ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給与費において時間外手当が災害等により20万円の追加。

5ページ、款2特環下水道費、項2下水道整備費、目1下水道整備費については、交付金決定額が要望額より大幅に下回ったことにより2,954万3,000円の減額となります。内容としましては6ページ、管渠等施設整備事業、補助経費において7号汚水幹線管渠新設工事が約1,300メートルの管渠を布設し、1,495万2,000円の減額となります。マンホールポンプ所改築更新工事については二カ所予定のところ一カ所の実施で1,302万5,000円の減額、電気計装設備更新工事につきましては、精査により140万4,000円の減額となります。

7ページの款3個別排水費については、項2個別排水整備費、目1個別排水整備費において64万8,000円の減額となります。減額理由につきましては、撤去予定箇所二カ所から実施ゼロになったことによるものです。

3ページの歳入にお戻り願います。款2使用料及手数料は、調定見込み額の精査で26万2,000円の減額。款3国庫支出金は、社会資本整備総合交付金事業完了に伴う交付金の精査で2,220万3,000円の減額。款4繰入金は、事業完了による精査で6万円の減額。款7町債は、事業精査により760万円の減額となるものです。

最初の条文にお戻りいただきます。第1条第2項の第1表につきましては、補正内容を款項区分に整理したものでございます。

第2条につきましては、第2表のとおり地方債の限度額を変更するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、議案第 19 号 平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 19 号 平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては事業完了に伴う精査でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 868 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 7,280 万 5,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員手当等において、大雨災害により時間外 5 万円の追加。

款 3 災害復旧費、項 1 簡易水道施設災害復旧費、目 1 簡易水道施設災害復旧費において、委託料 146 万 4,000 円の減額。簡易水道送配水管復旧工事が 720 万 1,000 円の減額となります。この工事によりまして網走川の伏せ越し横断箇所につきましては、

相生美都瀬橋に送配水管を改良設置しております。

3ページの歳入をご覧ください。款2使用料及手数料は調定見込み額の精査により65万円の増額となります。款3繰入金は、歳出歳入の精査により57万円の減額となります。款5町債は、災害復旧事業の精査により2,450万円の減額となります。款6国庫支出金につきましては、水道施設災害復旧費として1,573万5,000円の追加となります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、補正内容を款項区分に整理したものでございます。

第2条は地方債の限度額を変更するものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（鹿中順一君） 日程第28、議案第20号 平成28年度津別町上水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 20 号 平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては事業完了精査が主なものです。

第 1 条は、補正予算の総則です。第 2 条以下について規定したものです。

第 2 条については、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

2 ページをお開き願います。収入の部、款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 長期前受金戻入は、補助分の減価償却部を収益化したもので、489 万円の追加となります。項 4 特別利益、目 1 過年度損益修正益は、過年度補助金に係る減価償却分を収益化したもので 8,991 万 9,000 円の追加となりますが、どちらの収入も現金の動きはありません。

支出の部において主なものを説明いたします。款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 減価償却費で、償却資産の増により 90 万 8,000 円の追加となります。目 5 資産減耗費は、固定資産除却費が上里配水池の塗り替え等により 163 万 8,000 円の追加。こちらの支出も現金支出が伴わないので、現金預金の動きはありません。

3 ページ、資本的収入及び支出については、収入で、款 1 資本的収入、項 2 企業債、目 1 企業債にて上水道債が精査により 1,160 万円の減額。支出で款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設設置費につきまして、事業完了精査により 257 万 1,000 円の減額をするものです。

最初の条文にお戻りいただき、第 2 条の収入の予定額は、第 1 款水道事業収益で 9,480 万 9,000 円の増額。支出は第 1 款水道事業費用において 254 万 6,000 円を増額する補正をお願いするものです。

第 3 条は、予算第 4 条に定めた本文をそれぞれ改め、第 1 款資本的収入の予定額を 1,160 万円減額し、第 1 款資本的支出の予定額を 257 万 1,000 円減額する補正をお願いするものです。

第 4 条は、企業債の限度額を変更するものです。

1 ページ予算補正実施計画で、補正内容を款項目区分に整理したものでございます。

4 ページはキャッシュ・フロー計算書です。今回の補正により一番下、資金期末残

高は、2億5,798万3,000円となります。

5ページから7ページは、予定貸借対照表です。5ページの下から6行目、現金預金につきましては、2億5,798万3,000円となります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決・宣告

○議長（鹿中順一君） お諮ります。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、明々後日13日の会議は、午前10時から再開します。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時 56分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員